

【新旧対照表】水道施設積算基準(本編)(令和7年4月1日一部改定)

現行版 頁番号 水道施設 積算基準 表紙目次	新 (改 定 後)	旧 (現 行)
	<p style="text-align: center;">水 道 施 設 積 算 基 準</p> <p style="text-align: center;">令和7年4月1日 一部改定</p> <p style="text-align: center;">いわき市水道局</p>	<p style="text-align: center;">水 道 施 設 積 算 基 準</p> <p style="text-align: center;">一 部 改 定 日 令和6年4月1日 適 用 日 令和6年4月1日</p> <p style="text-align: center;">いわき市水道局</p>

【新旧対照表】水道施設積算基準(本編)(令和7年4月1日一部改定)

現行版 頁番号	新(改定後)		旧(現行)	
水道施設 積算基準 表紙目次 第2章	第3節 実務必携に基づき諸経費算定する場合の率の補正等	2.3	第3節 実務必携に基づき諸経費算定する場合の率の補正等	2.3
	1 共通仮設費率の補正		1 共通仮設費率の補正	
	2 現場管理費率の補正		2 現場管理費率の補正	
	3 「処分費等」の取扱い		3 「処分費等」の取扱い	
	4 東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法に関する試行について		4 東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法に関する施行について	
	5 一般管理費率の補正		5 一般管理費率の補正	
	第5節 随意契約方式により工事を発注する場合及びスライド条項が適用となる場合の調整について	2.5	第5節 随意契約方式により工事を発注する場合の調整について	2.5
	1 随意契約方式により工事を発注する場合の調整について		1 随意契約方式により工事を発注する場合の調整について	
	2 共通仮設費の調整計算について		2 共通仮設費の調整計算について	
	3 現場管理費の調整計算の方法		3 現場管理費の調整計算の方法	
4 一般管理費等の調整計算の方法		4 一般管理費等の調整計算の方法		
第8節 工事における工期の延長等に伴う増加費用等の積算について	2.8	第8節 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算について	2.8	
1 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算		1 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算		
第11節 数量計算要領	2.11	第11節 数量計算要領	2.11	
1 適用範囲		1 適用範囲		
2 数量の計算方法		2 数量の計算方法		
3 控除		3 控除		
4 数値基準		4 数値基準		
5 数量計算例		【新規】		
第18節 熱中症対策に関する試行要領について	2.18	第18節 熱中症対策に関する現場管理費補正について	2.18	
第4節 土工	3.4	第4節 土工	3.4	
1 土量の変化		1 土量の変化		
2 土量変化率		2 土量変化率		
3 発生土・残土運搬に係る積算の考え方		3 発生土・残土運搬に係る積算の考え方		
4 既設管接続時における床掘り余裕幅について		4 既設管接続時における掘削余裕幅について		
5 再掘削工の算定		5 再掘削工の算定		
第7節 交通誘導警備員等	3.7	第7節 交通誘導警備員等	3.7	
1 適用範囲		1 適用範囲		
2 計上区分		2 計上区分		
3 「交通誘導警備員A」「交通誘導警備員B」について		3 「交通誘導警備員A」「交通誘導警備員B」について		
4 交通誘導警備員の必要日数の算出例		【新規】		
水道施設 積算基準 表紙目次 第3章				

【新旧対照表】水道施設積算基準(本編)(令和7年4月1日一部改定)

現行版 頁番号	新(改定後)	旧(現行)
水道施設 積算基準 1.2-2	<p>9 設計書に必要な書類 設計書を構成する必要書類は、以下を標準とする。</p> <p>① 工事設計書(又は委託設計書) ・設計書表紙(工事概要書) ・工事費内訳書及び明細書(工種別に区分して作成する) ・代価表及び単価表</p> <p>② 工事箇所位置図</p> <p>③ 工事工程表 (いわき市水道局契約規程 第20号様式(第30条関係)に準じて作成する)</p> <p>④ 設計図面 (A-1版を標準とするが平面、縦断面図以外はA-3版(A-1縮小版)も可。 図面縮小した場合には縮小した旨を明記する。)</p> <p>⑤ 容量計算書</p> <p>⑥ 構造計算書</p> <p>⑦ 数量計算書</p> <p>⑧ 見積書及び見積依頼書、見積集計表</p> <p>⑨ 特記仕様書</p> <p>⑩ その他必要な書類 ・道路占用申請書及び許可書、関係機関との協議書等</p>	<p>9 設計書に必要な書類 設計書を構成する必要書類は、以下を標準とする。</p> <p>① 工事設計書(又は委託設計書) ・設計書表紙(工事概要書) ・工事費内訳書及び明細書(工種別に区分して作成する) ・代価表及び単価表</p> <p>② 工事箇所位置図</p> <p>③ 工事工程表 (いわき市水道局契約規程 第20号様式(第30条関係)に準じて作成する)</p> <p>④ 設計図面 (A-1版を標準とするが平面、縦断面図以外はA-3版(A-1縮小版)も可。 図面縮小した場合には縮小した旨を明記する。)</p> <p>⑤ 容量計算書</p> <p>⑥ 構造計算書</p> <p>⑦ 数量計算書</p> <p>⑧ 見積書及び見積依頼書、見積集計表</p> <p>⑨ 特記仕様書</p> <p>⑩ その他必要な書類 ・道路占用申請書及び許可書、関係機関との協議書等</p>
水道施設 積算基準 1.3-1	<p>第3節 積算の基本事項</p> <p>1 適用基準等 積算に使用する基準、歩掛等は以下によるものとする。</p> <p>(1) 管路施設の配管、土工労務費の積算は、「実務必携」の水道施設整備費に係る歩掛表第一編 請負工事標準歩掛、第二編 参考資料によるものとし、これにより難しい歩掛については、福島県土木部発行の「土木工事標準積算基準〔I〕～〔III〕」(以下「県土木積算」という。)による。</p> <p>(2) 土木施設の積算は、「県土木積算」による。</p> <p>(3) 建築施設の積算は、福島県土木部発行の「建築関係工事積算基準」(以下「県建築積算」という。)による。建築物付帯の機械、電気設備工事の積算もこれによる。</p> <p>(4) 浄水場及びポンプ場等の機械、電気計装設備工事の積算は、日本下水道協会発行の「下水道用設計標準歩掛表」(以下「下水歩掛」という。)によることを原則とする。ただし、機械・電気設備の小規模修繕、改修等の積算は、県建築積算を用いることができる。</p> <p>※ 積算基準の適用については、参考資料 参.12-1 電気機械設備の積算基準の取り扱いについては参照とすること。</p> <p>(5) 水管橋上部工の工場製作、架設工事の積算は、(社)日本工業用水協会発行の「経済産業省工業用水道設計標準歩掛表」(以下「工水歩掛」という。)による。</p> <p>(6) 推進工事の積算は、「実務必携」及び「下水歩掛」、(社)日本推進技術協会発行の「推進工法用設計積算要領」(以下「推進協積算」という。)による。</p> <p>(7) 水道施設の設計委託は、「実務必携」の国庫補助事業に係る歩掛表 第二編 設計業務委託標準歩掛による。</p> <p>(8) 土木施設の測量、設計等の委託は、福島県土木部発行の「設計業務等標準積算基準」(以下「県設計業務等積算」という。)による。</p> <p>(9) 建築施設の設計委託は、福島県土木部発行の「建築関係設計業務等委託料算定基準」(以下「県建築委託基準」という。)による。</p> <p>(10) (1)～(9)により難しい場合は、総務課工事検査担当との協議によることとする。</p>	<p>第3節 積算の基本事項</p> <p>1 適用基準等 積算に使用する基準、歩掛等は以下によるものとする。</p> <p>(1) 管路施設の配管、土工労務費の積算は、「実務必携」の水道施設整備費に係る歩掛表第一編 請負工事標準歩掛、第二編 参考資料によるものとし、これにより難しい歩掛については、福島県土木部発行の「土木工事標準積算基準〔I〕～〔III〕」(以下「県土木積算」という。)による。</p> <p>(2) 土木施設の積算は、「県土木積算」による。</p> <p>(3) 建築施設の積算は、福島県土木部発行の「建築関係工事積算基準」(以下「県建築積算」という。)による。建築物付帯の機械、電気設備工事の積算もこれによる。</p> <p>(4) 浄水場及びポンプ場等の機械、電気計装設備工事の積算は、日本下水道協会発行の「下水道用設計標準歩掛表」(以下「下水歩掛」という。)によることを原則とする。ただし、機械・電気設備の小規模修繕、改修等の積算は、県建築積算を用いることができる。</p> <p>※ 積算基準の適用については、参考資料 参.12-1 電気機械設備の積算基準の取り扱いについては参照とすること。</p> <p>(5) 水管橋上部工の工場製作、架設工事の積算は、(社)日本工業用水協会発行の「経済産業省工業用水道設計標準歩掛表」(以下「工水歩掛」という。)による。</p> <p>(6) 推進工事の積算は、「実務必携」及び「県下水歩掛」、(社)日本下水道管渠推進技術協会発行の「推進工法用設計積算要領」(以下「下水協積算」という。)による。</p> <p>(7) 水道施設の設計委託は、「実務必携」の国庫補助事業に係る歩掛表 第二編 設計業務委託標準歩掛による。</p> <p>(8) 土木施設の測量、設計等の委託は、福島県土木部発行の「設計業務等標準積算基準」(以下「県設計業務等積算」という。)による。</p> <p>(9) 建築施設の設計委託は、福島県土木部発行の「建築・設備設計監理業務委託基準」(以下「県建築委託基準」という。)による。</p> <p>(10) (1)～(9)により難しい場合は、総務課工事検査担当との協議によることとする。</p>

【新旧対照表】水道施設積算基準(本編)(令和7年4月1日一部改定)

現行版 頁番号	新(改定後)	旧(現行)
水道施設 積算基準 1.3-1	<p>2 資材及び労務の単価</p> <p>(1) 水道資材の単価は、「いわき市水道局設計積算資材単価表」による。</p> <p>(2) 土木工事の資材単価及び労務単価は、福島県土木部発行の「土木事業単価表」による。</p> <p>(3) 建築工事の資材単価及び労務単価は、福島県土木部発行の「建築関係事業単価表」による。</p> <p>(4) 業務委託の資材単価及び労務単価は、福島県土木部発行の「土木・建築関係委託設計単価表」による。</p> <p>(5) (1)～(4)により難い場合は、物価資料による。 「物価資料」とは、一般財団法人 建設物価調査会発行の「建設物価」(月刊版)、「Web建設物価」、「土木コスト情報」(季刊版)、「建築コスト情報」(季刊版)、「月刊建設物価速報版」、並びに一般財団法人 経済調査会発行の「積算資料」(月刊版)、「積算資料電子版」、「土木施工単価」(季刊版)、「建築施工単価」(季刊版)をいう。</p> <p>(6) (1)～(5)により難い場合は、見積書による。 「見積書」とは、資材名、規格、仕様、納入場所、数量及び納入時期等の条件を明示し、メーカー、商社等から見積を収集したものをいう。</p> <p>(7) 物価資料による単価決定方法は、原則、福島県土木部発行の「設計資材単価等決定基準」に準拠する。</p> <p>(8) 決定資料の採用順位は、原則として、 ① いわき市水道局設計積算資材単価表、土木・建築関係事業単価表(福島県土木部) ② 物価資料(※1) ③ 見積書 の順とする。</p>	<p>2 資材及び労務の単価</p> <p>(1) 水道資材の単価は、「いわき市水道局設計積算資材単価表」による。</p> <p>(2) 土木工事の資材単価及び労務単価は、福島県土木部発行の「土木事業単価表」による。</p> <p>(3) 建築工事の資材単価及び労務単価は、福島県土木部発行の「建築関係事業単価表」による。</p> <p>(4) 業務委託の資材単価及び労務単価は、福島県土木部発行の「土木・建築関係委託設計単価表」による。</p> <p>(5) (1)～(4)により難い場合は、物価資料による。 物価資料とは、(財)建設物価調査会発行の「建設物価(Web版含む)」(月刊版)、土木コスト情報(季刊版)、建築コスト情報(季刊版)、「建設物価ニュース速報」ならびに(財)経済調査会発行の「積算資料(電子版含む)」(月刊版)、土木施工単価(季刊版)、建築施工単価(季刊版)、「週間速報物価版」をいう。</p> <p>(6) (1)～(5)により難い場合は、見積りによる。 見積りとは、製造会社・商社等から見積りとして徴したものをいう。</p> <p>(7) 物価資料による単価決定方法は、原則、福島県土木部発行の「設計資材単価等決定基準」に準拠する。</p> <p>(8) 決定資料の採用順位は、原則として、 ① いわき市水道局設計積算資材単価表、土木・建築関係事業単価表(福島県土木部) ② 物価資料(※1) ③ 見積書 の順とする。</p>

【新旧対照表】水道施設積算基準(本編)(令和7年4月1日一部改定)

現行版 頁番号	新(改定後)	旧(現行)																																																																						
水道施設 積算基準 1.3-2	<p>(9) 資材単価決定方法については、</p> <p>① 物価資料による場合</p> <p>1) 原則として、当初設計積算時の物価資料の平均値を採用するものとし、どちらか一方のみに掲載されている場合は、その単価を採用する。</p> <p>2) 物価資料掲載地域の採用は下記のとおりとする。</p> <p>(i) 掲載価格が「都市別」の場合</p> <table border="1" data-bbox="376 375 981 459"> <caption>採用順位</caption> <thead> <tr> <th>第1順位</th> <th>第2順位</th> <th>第3順位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最寄りの県内都市</td> <td>仙台市又は新潟市</td> <td>東京都</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ii) 掲載価格が「地区別」の場合は、東北地区、関東地区の順に採用する。</p> <table border="1" data-bbox="376 526 689 611"> <caption>採用順位</caption> <thead> <tr> <th>第1順位</th> <th>第2順位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東北地区</td> <td>関東地区</td> </tr> </tbody> </table> <p>(iii) 掲載価格が「全国」の場合は、全国を採用する。</p> <p>(iv) 掲載地域が異なる場合は、価格の比較は行わず下記の順位で採用する。</p> <table border="1" data-bbox="376 694 1025 805"> <caption>採用順位</caption> <thead> <tr> <th>第1順位</th> <th>第2順位</th> <th>第3順位</th> <th>第4順位</th> <th>第5順位</th> <th>第6順位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最寄りの県内都市</td> <td>東北</td> <td>全国</td> <td>仙台市又は新潟市</td> <td>関東</td> <td>東京都</td> </tr> </tbody> </table> <p>3) 大口、小口需要者価格の扱い 大口、小口の単価設定があるものについては、大口単価を採用するものとし取扱いは下表のとおりとする。 なお、当初設計における採用単価は設計変更の対象としない。</p> <table border="1" data-bbox="376 941 1070 1013"> <thead> <tr> <th colspan="2">A誌</th> <th colspan="2">B誌</th> <th rowspan="2">採用価格</th> <th rowspan="2">算出式</th> </tr> <tr> <th>①大口</th> <th>②小口</th> <th>③表記なし</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>280円</td> <td>300円</td> <td>290円</td> <td></td> <td>285円</td> <td>(①+③)/2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 大口、小口の表記がないものは大口扱いとする。</p> <p>② 見積書による場合</p> <p>1) 積算体系【水道事業実務必携】の場合 積算価格は原則として、3社以上から徴収した見積りの異常値を除いた平均価格を採用する。ただし、製造及び販売先などの数が限定されている場合はこの限りでない。</p> <p>2) 積算体系【福島県標準積算基準(※1)】等で、1)以外の場合 積算価格は原則として、3社以上から徴収した見積りの異常値を除いた平均価格(建築関係は最低価格)を採用する。ただし、製造及び販売先などの数が限定されている場合はこの限りでない。</p> <p>3) 異常値の取扱いについて 見積価格から「著しい差(=「異常値」)」がある見積書を除外し、残った見積の平均価格を採用する。 なお、異常値の排除により有効な見積が1社となった場合には、見積条件及び仕様等を確認して再度見積を収集する。 ・「異常値」とは、見積の平均価格に対して30%以上の差異があるものをいう。 ・建築関係は、「異常値」の確認をすること無く、最低価格を採用する(ただし、見積書の仕様・規格等が見積依頼内容を満たしているものに限る。)</p>	第1順位	第2順位	第3順位	最寄りの県内都市	仙台市又は新潟市	東京都	第1順位	第2順位	東北地区	関東地区	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位	第5順位	第6順位	最寄りの県内都市	東北	全国	仙台市又は新潟市	関東	東京都	A誌		B誌		採用価格	算出式	①大口	②小口	③表記なし		280円	300円	290円		285円	(①+③)/2	<p>(9) 資材単価決定方法については、</p> <p>① 物価資料による場合</p> <p>1) 原則として、当初設計積算時の物価資料の平均値を採用するものとし、どちらか一方のみに掲載されている場合は、その単価を採用する。</p> <p>2) 物価資料掲載地域の採用は下記のとおりとする。</p> <p>(i) 掲載価格が「都市別価格」の場合</p> <table border="1" data-bbox="1272 375 1877 459"> <caption>採用順位</caption> <thead> <tr> <th>第1順位</th> <th>第2順位</th> <th>第3順位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最寄りの県内都市</td> <td>仙台市又は新潟市</td> <td>東京都</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ii) 掲載価格が「地区別」の場合は、東北地区を採用する。【新規】「地区別」の採用順位</p> <p>(iii) 掲載価格が「全国」の場合は、全国を採用する。</p> <p>(iv) 掲載地域が異なる場合は、価格の比較は行わず下記の順位で採用する。</p> <table border="1" data-bbox="1272 582 1966 694"> <caption>採用順位 【新規】第5順位 関東</caption> <thead> <tr> <th>第1順位</th> <th>第2順位</th> <th>第3順位</th> <th>第4順位</th> <th>第5順位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最寄りの県内都市</td> <td>東北</td> <td>全国</td> <td>仙台市又は新潟市</td> <td>東京都</td> </tr> </tbody> </table> <p>3) 大口、小口需要者価格の扱い 大口、小口の単価設定があるものについては、大口単価を採用するものとし取扱いは下表のとおりとする。 なお、当初設計における採用単価は設計変更の対象としない。</p> <table border="1" data-bbox="1272 829 1966 901"> <thead> <tr> <th colspan="2">A誌</th> <th colspan="2">B誌</th> <th rowspan="2">採用価格</th> <th rowspan="2">算出式</th> </tr> <tr> <th>①大口</th> <th>②小口</th> <th>③表記なし</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>280円</td> <td>300円</td> <td>290円</td> <td></td> <td>285円</td> <td>(①+③)/2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 大口、小口の表記がないものは大口扱いとする。</p> <p>② 見積書による場合</p> <p>1) 積算体系【水道事業実務必携】の場合 積算価格は原則として、3社以上から徴収した見積りの異常値を除いた平均価格を採用する。ただし、製造及び販売先1社の場合は、この限りでない。</p> <p>2) 積算体系【福島県標準積算基準(※2)】等で、1)以外の場合 積算価格は原則として、3社以上から徴収した見積りの異常値を除いた平均価格(建築・設備は最低価格)を採用する。ただし、製造及び販売先などの数が限定されている場合はこの限りでない。</p> <p>3) 異常値の取扱いについて 見積価格が「ほぼ同一な価格帯」であることを確認し、かつ、著しい差(=異常値)がある見積書を除外する。 なお、「ほぼ同一な価格帯」が複数になる場合、もしくは無い場合には、見積条件及び仕様等を確認して再度、見積もりを徴収する。</p> <p>(i) 「ほぼ同一な価格帯」 直近上下位との価格差が30%以内の差異にあるもの。</p> <p>(ii) 「異常値」 見積りの平均価格に対して30%以上の差異があるもの。</p>	第1順位	第2順位	第3順位	最寄りの県内都市	仙台市又は新潟市	東京都	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位	第5順位	最寄りの県内都市	東北	全国	仙台市又は新潟市	東京都	A誌		B誌		採用価格	算出式	①大口	②小口	③表記なし		280円	300円	290円		285円	(①+③)/2
第1順位	第2順位	第3順位																																																																						
最寄りの県内都市	仙台市又は新潟市	東京都																																																																						
第1順位	第2順位																																																																							
東北地区	関東地区																																																																							
第1順位	第2順位	第3順位	第4順位	第5順位	第6順位																																																																			
最寄りの県内都市	東北	全国	仙台市又は新潟市	関東	東京都																																																																			
A誌		B誌		採用価格	算出式																																																																			
①大口	②小口	③表記なし																																																																						
280円	300円	290円		285円	(①+③)/2																																																																			
第1順位	第2順位	第3順位																																																																						
最寄りの県内都市	仙台市又は新潟市	東京都																																																																						
第1順位	第2順位	第3順位	第4順位	第5順位																																																																				
最寄りの県内都市	東北	全国	仙台市又は新潟市	東京都																																																																				
A誌		B誌		採用価格	算出式																																																																			
①大口	②小口	③表記なし																																																																						
280円	300円	290円		285円	(①+③)/2																																																																			

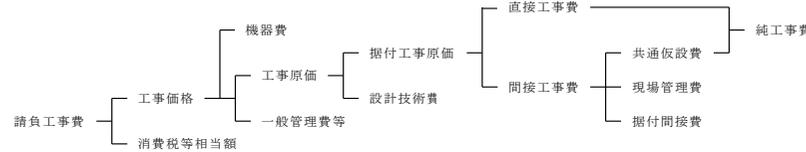
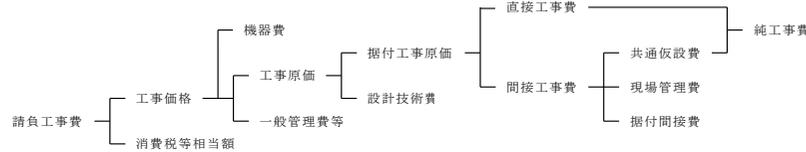
【新旧対照表】水道施設積算基準(本編)(令和7年4月1日一部改定)

現行版 頁番号	新(改定後)	旧(現行)																					
水道施設 積算基準 1.3-3	<p>③ 設計資材単価の端数処理</p> <p>1) 公共建築工事積算基準以外の場合</p> <p>(i) 物価資料による場合</p> <p>ア. 単価の決定は、物価資料に掲載されている実勢価格を平均し、単価の有効桁の大きい方の桁を決定額の有効桁とする。ただし、大きい方の有効桁が3桁未満のときは、決定額の有効桁は3桁とする。また、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。</p> <p>〈例1〉 入力単価の有効桁数の大きい方を有効桁とする場合 建設物価33,500円(有効桁3桁)積算資料34,000円(有効桁2桁) 平均額33,750円 決定額33,700円(有効桁3桁、4桁以降切り捨て)</p> <p>〈例2〉 入力単価の有効桁数が3桁未満のために3桁を有効桁とする場合 建設物価560円(有効桁2桁)積算資料570円(有効桁2桁) 平均額565円 決定額565円(最小有効桁3桁、4桁以降切り捨て)□</p> <p>イ. 土木工事標準単価は、同工種が物価資料(「建設物価(土木コスト情報)」、「積算資料(土木施工単価)」)の両方に掲載されている場合は、その平均価格(小数第1位を四捨五入)とし、片方の資料のみに掲載されている場合は、当該単価とする。</p> <p>(ii) 見積書による場合</p> <p>③ 1) (i) ア. を準用する。</p> <p>2) 公共建築工事積算基準の場合□ 端数処理を行う場合は、原則として四捨五入とする。</p> <p>(i) 物価資料に基づく材料単価、市場単価等</p> <p>イ. 平均値を採用する場合の端数処理は1円単位とし、1円未満の場合は小数点以下第2位とする。</p> <p>ロ. イの端数処理を行った結果が、物価資料の掲載価格の有効桁の最終の桁の位と異なる場合の端数処理は、有効桁の最終の桁の位が最も小さい桁の位とする。</p> <p>ハ. 1つの物価資料にのみ掲載される場合は、掲載された価格とし、端数処理は行わない。</p> <p>ニ. イの処理をする前の物価資料掲載価格、物価資料掲載価格の合算単価及び物価資料掲載価格の単位換算単価の端数処理は行わない。ただし、単位換算を行った結果、小数点以下第3位以降がある場合は小数点以下第2位とする。</p> <p>(ii) 製造業者又は専門工事業者の見積価格等 採用する価格の端数処理については有効上位3桁とする。ただし、千円未満の場合は□十円単位とし、百円未満の場合は1円単位とし、1円未満の場合は小数点以下第2位と□する。</p> <p>(iii) 細目別内訳書及び別紙明細書における単価及び金額</p> <p>イ. 細目別内訳書及び別紙明細書に計上する単価の端数処理については有効上位3桁とする。ただし、千円未満の場合は十円単位とし、百円未満の場合は1円単位とする。</p> <p>〈例1〉 物価資料A 1,234円(有効桁4桁)、物価資料B 1,333円(有効桁4桁) 平均額 1,283.5円 端数処理 1,284円(1円単位) 《4週8休補正》 1,284円×1.03(例)=1,322.52円⇒内訳書計上単価1,320円(有効3桁)</p> <p>〈例2〉 物価資料A 1,234円(有効桁4桁)、物価資料B 掲載なし 《4週8休補正》 1,234円×1.03(例)=1,271.02円⇒内訳書計上単価1,270円(有効3桁)</p> <p>ロ. 細目別内訳書に計上する金額は、円単位とし端数がでないよう数量又は単価を調整する。</p> <p>ハ. 別紙明細にて算定した金額は、細目別内訳書に円単位として一式計上する。</p>	<p>5) 設計資材単価の端数処理 単価の端数処理は以下のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1279 284 1883 443"> <thead> <tr> <th colspan="2">材料単価</th> <th>端数処理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">10,000,000円以上</td> <td>10,000円未満切り捨て</td> </tr> <tr> <td>1,000,000円以上、</td> <td>10,000,000円未満</td> <td>1,000円未満切り捨て</td> </tr> <tr> <td>10,000円以上、</td> <td>1,000,000円未満</td> <td>100円未満切り捨て</td> </tr> <tr> <td>1,000円以上、</td> <td>10,000円未満</td> <td>10円未満切り捨て</td> </tr> <tr> <td>100円以上、</td> <td>1,000円未満</td> <td>1円未満切り捨て</td> </tr> <tr> <td colspan="2">100円未満</td> <td>少数第2位を切り捨て</td> </tr> </tbody> </table> <p>生コンクリート(m³)、セメント(t又はm³)、アスファルト合材(t)、骨材等(m³)の単価は上表によらず10円未満を切り捨てる。</p>	材料単価		端数処理	10,000,000円以上		10,000円未満切り捨て	1,000,000円以上、	10,000,000円未満	1,000円未満切り捨て	10,000円以上、	1,000,000円未満	100円未満切り捨て	1,000円以上、	10,000円未満	10円未満切り捨て	100円以上、	1,000円未満	1円未満切り捨て	100円未満		少数第2位を切り捨て
材料単価		端数処理																					
10,000,000円以上		10,000円未満切り捨て																					
1,000,000円以上、	10,000,000円未満	1,000円未満切り捨て																					
10,000円以上、	1,000,000円未満	100円未満切り捨て																					
1,000円以上、	10,000円未満	10円未満切り捨て																					
100円以上、	1,000円未満	1円未満切り捨て																					
100円未満		少数第2位を切り捨て																					

【新旧対照表】水道施設積算基準(本編)(令和7年4月1日一部改定)

現行版 頁番号	新(改定後)	旧(現行)
水道施設 積算基準 1.3-3	<p>(※1) 物価資料</p> <p>・ (財)建設物価調査会発行の「建設物価」、「土木コスト情報」、 「建築コスト情報」「月刊建設物価速報版」</p> <p>・ (財)経済調査会発行の「積算資料」、「土木施工単価」、「建築施工単価」</p> <p>(※1) 福島県標準積算基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土木工事標準積算基準 (福島県土木部) ・ 建築関係工事積算基準 (福島県土木部) ・ 下水道用設計標準歩掛表 (日本下水道協会) 	<p>(※1) 物価資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (財)建設物価調査会発行の「建設物価」、「土木コスト情報」、 「建築コスト情報」「月刊建設物価速報版」 ・ (財)経済調査会発行の「積算資料」、「土木施工単価」、「建築施工単価」 <p>(※2) 福島県標準積算基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土木工事標準積算基準 (福島県土木部) ・ 建築関係工事積算基準 (福島県土木部) ・ 下水道用設計標準歩掛表 (日本下水道協会)
水道施設 積算基準	<p>第17節 時間的制約を受ける工事の積算 2.17</p>	<p>第17節 時間的制約を受ける工事の積算 2.17</p>
第2章 目次	<p>第18節 熱中症対策に関する試行要領について 2.18</p>	<p>第18節 熱中症対策に関する現場管理費補正について 2.18</p>
	<p>第19節 週休2日工事に要する費用の積算 2.19</p>	<p>第19節 週休2日工事に要する費用の積算 2.19</p>

【新旧対照表】水道施設積算基準(本編)(令和7年4月1日一部改定)

現行版 頁番号 水道施設 積算基準 2.1-2	新(改定後)	旧(現行)
	<p>(2) 小口径推進・推進・シールド工事 (配管工事を含む)</p>  <p>請負工事費</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事価格 <ul style="list-style-type: none"> 工事原価 <ul style="list-style-type: none"> 直接工事費(配管) 直接工事費(推進) 間接工事費 <ul style="list-style-type: none"> 共通仮設費 現場管理費 一般管理費等 消費税等相当額 <p>純工事費</p> <p><直接工事費の積算> 小口径推進・推進工歩掛については、実務必携、下水歩掛もしくは推進協積算に基づき積算するものとする。これにより難い場合は別途考慮するものとする。 シールド工事歩掛については、実務必携、下水歩掛もしくは推進協積算に基づき積算するものとする。これにより難い場合は別途考慮するものとする。 配管工歩掛については、前述(1)と同様とする。</p> <p><諸経費の取扱い> 2種以上の工種内容からなる工事についての共通仮設費及び現場管理費の算定は、その主たる工種区分を適用するものとする。なお、「主たる工種」とは、当該対象額の大きい方の工種をいう。ただし、対象額で判断し難い場合は直接工事費で判断する。 共通仮設費率・現場管理費率・一般管理費率については実務必携【開削工事及び小口径推進工事等】又は、【シールド工事及び推進工事】による。 また、諸経費にかかる率の補正等が必要な場合は、行うこととする。</p> <p>(5) 電気設備工事 (原則として、電気設備工事と機械設備工事は別発注とする。)</p>  <p>請負工事費</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事価格 <ul style="list-style-type: none"> 機器費 工事原価 <ul style="list-style-type: none"> 据付工事原価 <ul style="list-style-type: none"> 直接工事費 間接工事費 <ul style="list-style-type: none"> 共通仮設費 現場管理費 据付間接費 設計技術費 一般管理費等 消費税等相当額 <p>純工事費</p> <p><直接工事費の積算> 原則として下水歩掛に基づき積算するものとし、これにより難い場合には県建築積算に基づくものとする。</p> <p><諸経費の取扱い> 下水歩掛による。 また、諸経費にかかる率の補正等が必要な場合は、行うこととする。</p>	<p>(2) 小口径推進・推進・シールド工事 (配管工事を含む)</p>  <p>請負工事費</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事価格 <ul style="list-style-type: none"> 工事原価 <ul style="list-style-type: none"> 直接工事費(配管) 直接工事費(推進) 間接工事費 <ul style="list-style-type: none"> 共通仮設費 現場管理費 一般管理費等 消費税等相当額 <p>純工事費</p> <p><直接工事費の積算> 小口径推進・推進工歩掛については、実務必携、県下水歩掛もしくは下水協積算に基づき積算するものとする。これにより難い場合は別途考慮するものとする。 シールド工事歩掛については、実務必携、県下水歩掛もしくは下水協積算に基づき積算するものとする。これにより難い場合は別途考慮するものとする。 配管工歩掛については、前述(1)と同様とする。</p> <p><諸経費の取扱い> 2種以上の工種内容からなる工事についての共通仮設費及び現場管理費の算定は、その主たる工種区分を適用するものとする。なお、「主たる工種」とは、当該対象額の大きい方の工種をいう。ただし、対象額で判断し難い場合は直接工事費で判断する。 共通仮設費率・現場管理費率・一般管理費率については実務必携【開削工事及び小口径推進工事等】又は、【シールド工事及び推進工事】による。 また、諸経費にかかる率の補正等が必要な場合は、行うこととする。</p> <p>(5) 電気設備工事 (原則として、電気設備工事と機械設備工事は別発注とする。)</p>  <p>請負工事費</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事価格 <ul style="list-style-type: none"> 機器費 工事原価 <ul style="list-style-type: none"> 据付工事原価 <ul style="list-style-type: none"> 直接工事費 間接工事費 <ul style="list-style-type: none"> 共通仮設費 現場管理費 据付間接費 設計技術費 一般管理費等 消費税等相当額 <p>純工事費</p> <p><直接工事費の積算> 原則として国交省下水道歩掛に基づき積算するものとし、これにより難い場合には県建築積算に基づくものとする。</p> <p><諸経費の取扱い> 県下水歩掛による。 また、諸経費にかかる率の補正等が必要な場合は、行うこととする。</p>

【新旧対照表】水道施設積算基準(本編)(令和7年4月1日一部改定)

現行版 頁番号	新(改定後)	旧(現行)																				
水道施設 積算基準 2.2-1	<p>2 運搬費</p> <p>(1) 運搬費の積算 共通仮設費の積上げ運搬費として積算する内容は次のとおりとする。</p> <p>1) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬 なお、運搬される建設機械の運搬中の賃料又は損料についても積上げるものとする。建設機械の日々回送の場合は、共通仮設費率に含む。</p> <p>2) 仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運搬 ただし、敷鉄板については敷鉄板設置撤去工で積上げた敷鉄板を対象とする。</p> <div data-bbox="376 411 1086 609" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 参考 敷鉄板の費用について 【県土木積算〔Ⅲ〕Ⅶ-1-①-5】</p> <p>1) 共通仮設費率に含まれるもの 橋梁架設や地盤処理を目的としたベントやクレーン等の安定のために敷設するもの等、工事現場において一般的なもの共通仮設費率に含まれる。</p> <p>2) 積上げ計上するもの 工事用道路(軟弱地盤等で工事車両が通行するため)に敷設する敷鉄板は、直接工事費に敷鉄板設置・撤去工(県土木積算〔Ⅰ〕Ⅱ-5-⑩-1)を、共通仮設費に運搬費を積上げ計上する。</p> </div> <p>3) 重建設機械の分解、組立及び輸送に要する費用 (運搬中の本体賃料・損料および分解・組立時の本体賃料を含む)</p> <p>4) 賃料適用のトラッククレーン(油圧伸縮ジブ型80t吊以上)及びトラッククレーン(油圧伸縮ジブ型20～50t吊)ラフレッククレーン(油圧伸縮ジブ型20～70t吊)の分解組立時にかかる本体賃料及び運搬中の本体賃料</p> <p>5) 敷鉄板設置撤去工で積上げ分の敷鉄板の搬入・搬出並びに現場内小運搬</p> <p>ただし、次のものは直接工事費に計上する。</p> <p>a. 鋼桁、門扉、工場製作品の運搬</p> <p>b. 支給品及び現場発生品の運搬</p> <p>(2) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬 実務必携 第1章 2-2-2 共通仮設費(4)-1 運搬費 3)による。</p> <p>(3) 仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運搬 実務必携 第1章 2-2-2 共通仮設費(4)-1 運搬費 3) ③による。 運搬基地は次表を標準とするが、特別な理由がある場合はこの限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="358 1024 824 1204"> <thead> <tr> <th>資材名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼矢板 5 L型</td> <td>東京</td> </tr> <tr> <td>鋼矢板 2型</td> <td>仙台市、新潟市</td> </tr> <tr> <td>鋼矢板(5 L型、2型を除く) H形鋼、覆工板、敷鉄板</td> <td>いわき市</td> </tr> <tr> <td>敷鉄板</td> <td>各建設事務所 (各港湾) 各土木事務所</td> </tr> </tbody> </table> <p>県土木積算〔Ⅲ〕Ⅶ-1-①-5 による。</p> <p>(4) 重建設機械分解・組立 実務必携 第1章 2-2-2 共通仮設費(4)-1 運搬費 3) ④による。</p>	資材名称	所在地	鋼矢板 5 L型	東京	鋼矢板 2型	仙台市、新潟市	鋼矢板(5 L型、2型を除く) H形鋼、覆工板、敷鉄板	いわき市	敷鉄板	各建設事務所 (各港湾) 各土木事務所	<p>2 運搬費</p> <p>(1) 運搬費の積算 共通仮設費の積上げ運搬費として積算する内容は次のとおりとする。</p> <p>1) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬 なお、運搬される建設機械の運搬中の賃料又は損料についても積上げるものとする。建設機械の日々回送の場合は、共通仮設費率に含む。</p> <p>2) 仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運搬 ただし、敷鉄板については敷鉄板設置撤去工で積上げた敷鉄板を対象とする。</p> <div data-bbox="1281 411 1991 609" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 参考 敷鉄板の費用について 【県土木積算〔Ⅲ〕Ⅶ-1-①-5】</p> <p>1) 共通仮設費率に含まれるもの 橋梁架設や地盤処理を目的としたベントやクレーン等の安定のために敷設するもの等、工事現場において一般的なもの共通仮設費率に含まれる。</p> <p>2) 積上げ計上するもの 工事用道路(軟弱地盤等で工事車両が通行するため)に敷設する敷鉄板は、直接工事費に敷鉄板設置・撤去工(県土木積算〔Ⅰ〕Ⅱ-5-⑩-1)を、共通仮設費に運搬費を積上げ計上する。</p> </div> <p>3) 重建設機械の分解、組立及び輸送に要する費用 (運搬中の本体賃料・損料および分解・組立時の本体賃料を含む)</p> <p>4) 賃料適用のトラッククレーン(油圧伸縮ジブ型80t吊以上)及びトラッククレーン(油圧伸縮ジブ型20～50t吊)ラフレッククレーン(油圧伸縮ジブ型20～70t吊)の分解組立時にかかる本体賃料及び運搬中の本体賃料</p> <p>5) 敷鉄板設置撤去工で積上げ分の敷鉄板の搬入・搬出並びに現場内小運搬</p> <p>ただし、次のものは直接工事費に計上する。</p> <p>a. 鋼桁、門扉、工場製作品の運搬</p> <p>b. 支給品及び現場発生品の運搬</p> <p>(2) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬 実務必携 第1章 2-2-2 共通仮設費(4)-1 運搬費 3)による。</p> <p>(3) 仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運搬 実務必携 第1章 2-2-2 共通仮設費(4)-1 運搬費 2) ④による。 運搬基地は次表を標準とするが、特別な理由がある場合はこの限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="1263 1024 1729 1204"> <thead> <tr> <th>資材名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼矢板 5 L型</td> <td>東京</td> </tr> <tr> <td>鋼矢板 2型</td> <td>仙台市、新潟市</td> </tr> <tr> <td>鋼矢板(5 L型、2型を除く) H形鋼、覆工板、敷鉄板</td> <td>いわき市</td> </tr> <tr> <td>敷鉄板</td> <td>各建設事務所 (各港湾) 各土木事務所</td> </tr> </tbody> </table> <p>県土木積算〔Ⅲ〕Ⅶ-1-①-5 による。</p> <p>(4) 重建設機械分解・組立 実務必携 第1章 2-2-2 共通仮設費(4)-1 運搬費 2) ⑤による。</p>	資材名称	所在地	鋼矢板 5 L型	東京	鋼矢板 2型	仙台市、新潟市	鋼矢板(5 L型、2型を除く) H形鋼、覆工板、敷鉄板	いわき市	敷鉄板	各建設事務所 (各港湾) 各土木事務所
資材名称	所在地																					
鋼矢板 5 L型	東京																					
鋼矢板 2型	仙台市、新潟市																					
鋼矢板(5 L型、2型を除く) H形鋼、覆工板、敷鉄板	いわき市																					
敷鉄板	各建設事務所 (各港湾) 各土木事務所																					
資材名称	所在地																					
鋼矢板 5 L型	東京																					
鋼矢板 2型	仙台市、新潟市																					
鋼矢板(5 L型、2型を除く) H形鋼、覆工板、敷鉄板	いわき市																					
敷鉄板	各建設事務所 (各港湾) 各土木事務所																					

【新旧対照表】水道施設積算基準(本編)(令和7年4月1日一部改定)

現行版 頁番号	新(改定後)	旧(現行)																																				
水道施設 積算基準 2.3-3	<p>4 東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について</p> <p>水道局発注の水道施設工事補正方法 「水道事業実務必携」等により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費及び現場管理費率に、それぞれ以下の補正係数を乗じるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="454 336 763 405"> <tr><td>間接工事費</td><td>補正係数</td></tr> <tr><td>共通仮設費</td><td>1.5</td></tr> <tr><td>現場管理費</td><td>1.2</td></tr> </table> <p>※ 水道局発注工事では、平成26年2月20日以降の起工から適用 ⇒ 福島県食品生活衛生課 平成26年2月14日 通知</p>	間接工事費	補正係数	共通仮設費	1.5	現場管理費	1.2	<p>4 東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する施行について</p> <p>水道局発注の水道施設工事補正方法 「水道事業実務必携」等により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費及び現場管理費率に、それぞれ以下の補正係数を乗じるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1355 336 1664 405"> <tr><td>間接工事費</td><td>補正係数</td></tr> <tr><td>共通仮設費</td><td>1.5</td></tr> <tr><td>現場管理費</td><td>1.2</td></tr> </table> <p>※ 水道局発注工事では、平成26年2月20日以降の起工から適用 ⇒ 福島県食品生活衛生課 平成26年2月14日 通知</p>	間接工事費	補正係数	共通仮設費	1.5	現場管理費	1.2																								
間接工事費	補正係数																																					
共通仮設費	1.5																																					
現場管理費	1.2																																					
間接工事費	補正係数																																					
共通仮設費	1.5																																					
現場管理費	1.2																																					
水道施設 積算基準 2.3-4	<p>5 一般管理費率の補正</p> <p>一般管理費等率 前払金支出割合の相違による取扱い (1) 前払金支出割合が35%を越え40%以下の場合</p> <table border="1" data-bbox="344 611 1086 679"> <tr><td>工事原価</td><td>500万円以下</td><td>500万円を越え30億円以下</td><td>30億円を超えるもの</td></tr> <tr><td>一般管理費等率(%)</td><td>23.57%</td><td>一般管理費等率算定式により算出された率</td><td>9.74%</td></tr> </table> <p>算定式 一般管理費等率(%) = $-4.97802 \times \text{Log}(\text{工事原価(円)}) + 56.92101$ (%) ※1 一般管理費等率(%)の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 ※2 対象とする工事原価については、「実務必携」第1編第1章第2節の、1-2-2-2-(2)-1(=)及び1-2-2-2-(2)-5を参照のこと。</p> <p>(2) 前払金の支出割合が35%以下の場合 一般管理費率は、(1)と同様に出した一般管理費等率に下表の補正係数を乗じて得た率とする。</p> <table border="1" data-bbox="344 914 638 1027"> <tr><td>支出割合区分</td><td>補正係数</td></tr> <tr><td>0% ~ 5%以下</td><td>1.05</td></tr> <tr><td>5%を越え15%以下</td><td>1.04</td></tr> <tr><td>15%を越え25%以下</td><td>1.03</td></tr> <tr><td>25%を越え35%以下</td><td>1.01</td></tr> </table> <div data-bbox="344 1043 1099 1114" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ただし、局の発注工事は「いわき市水道局契約規程」第55条の規定により、請負金額が100万円以上に限り40%以内としているので、補正係数は1.00であることから、結果として補正しない。</p> </div> <p>令和6年4月1日以後に契約を締結した建設工事等から 建設工事 (現行) 請負代金額の4割5分以内 → (変更後) 請負代金額の4割以内 測量・調査・設計の委託等 (現行) 委託金額の3割5分以内 → (変更後) 委託金額の3割以内</p>	工事原価	500万円以下	500万円を越え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率(%)	23.57%	一般管理費等率算定式により算出された率	9.74%	支出割合区分	補正係数	0% ~ 5%以下	1.05	5%を越え15%以下	1.04	15%を越え25%以下	1.03	25%を越え35%以下	1.01	<p>5 一般管理費率の補正</p> <p>一般管理費等率 前払金支出割合の相違による取扱い (1) 前払金支出割合が35%を越え40%以下の場合</p> <table border="1" data-bbox="1247 611 1989 679"> <tr><td>工事原価</td><td>500万円以下</td><td>500万円を越え30億円以下</td><td>30億円を超えるもの</td></tr> <tr><td>一般管理費等率(%)</td><td>23.57%</td><td>一般管理費等率算定式により算出された率</td><td>9.74%</td></tr> </table> <p>算定式 一般管理費等率(%) = $-4.97802 \times \text{Log}(\text{工事原価(円)}) + 56.92101$ (%) ※1 一般管理費等率(%)の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 ※2 対象とする工事原価については、「実務必携」第1編第1章第2節の、1-2-2-2-(2)-1(=)及び1-2-2-2-(2)-5を参照のこと。</p> <p>(2) 前払金の支出割合が35%以下の場合 一般管理費率は、(1)と同様に出した一般管理費等率に下表の補正係数を乗じて得た率とする。</p> <table border="1" data-bbox="1247 914 1541 1027"> <tr><td>支出割合区分</td><td>補正係数</td></tr> <tr><td>0% ~ 5%以下</td><td>1.05</td></tr> <tr><td>5%を越え15%以下</td><td>1.04</td></tr> <tr><td>15%を越え25%以下</td><td>1.03</td></tr> <tr><td>25%を越え35%以下</td><td>1.01</td></tr> </table> <div data-bbox="1247 1043 2002 1114" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ただし、局の発注工事は「いわき市水道局契約規程」第55条の規定により、請負金額が100万円以上に限り45%以内としているので、補正係数は1.00であることから、結果として補正しない。</p> </div> <p>令和4年5月1日以後に契約を締結した建設工事等から 建設工事 (現行) 請負代金額の5割以内 → (変更後) 請負代金額の4割5分以内 測量・調査・設計の委託等 (現行) 委託金額の4割以内 → (変更後) 委託金額の3割5分以内</p>	工事原価	500万円以下	500万円を越え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率(%)	23.57%	一般管理費等率算定式により算出された率	9.74%	支出割合区分	補正係数	0% ~ 5%以下	1.05	5%を越え15%以下	1.04	15%を越え25%以下	1.03	25%を越え35%以下	1.01
工事原価	500万円以下	500万円を越え30億円以下	30億円を超えるもの																																			
一般管理費等率(%)	23.57%	一般管理費等率算定式により算出された率	9.74%																																			
支出割合区分	補正係数																																					
0% ~ 5%以下	1.05																																					
5%を越え15%以下	1.04																																					
15%を越え25%以下	1.03																																					
25%を越え35%以下	1.01																																					
工事原価	500万円以下	500万円を越え30億円以下	30億円を超えるもの																																			
一般管理費等率(%)	23.57%	一般管理費等率算定式により算出された率	9.74%																																			
支出割合区分	補正係数																																					
0% ~ 5%以下	1.05																																					
5%を越え15%以下	1.04																																					
15%を越え25%以下	1.03																																					
25%を越え35%以下	1.01																																					

【新旧対照表】水道施設積算基準(本編)(令和7年4月1日一部改定)

現行版
頁番号

水道施設
積算基準

2.7-8

新(改定後)

旧(現行)

様式② : 工事内容変更伺い

様式② : 工事内容変更伺い

様式1(甲) (第18条、第19条関係)

工事内容変更伺い (第〇回)		起案	令和 年 月 日					
		決裁	令和 年 月 日					
管理者	局長	次長	課所長	室長	課所長補佐	係長	係	監督員
技術管理者								
<p>起工時に技術管理者確認を受けているものについては、工事内容変更伺いにおいても技術管理者の確認を受けること。</p>								
受注者 株式会社〇〇建設 代表取締役 〇〇〇〇 変更理由 いわき市水道局工事請負契約款第18条の規定に基づき次のとおり変更したい。 No.〇~No.〇の配管土被りは〇.〇mで計画していたが、掘削の結果No.〇+〇地点でφ〇〇HP暗渠を土被り〇.〇mで確認した。このことから、φ〇〇×4.5°曲管、空気弁1基を増工し暗渠を下越し配管したい。 設計等の業務委託では、いわき市水道局工事請負契約款〇〇条ではなく、業務委託契約書第〇〇条等と記載すること。								
年度	区分	款	項	目	節			
〇〇	第〇条	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇			
工事名 〇〇配水管(第〇〇-〇〇号)改良工事								
施工箇所 いわき市〇〇地内				工事番号		〇〇第〇〇号		
請負代金額		¥	40,000,000	工期	着工	令和 年 月 日		完成
					完成	令和 年 月 日		
変更内訳								
工種、種別、細別	直前設計数量	変更数量	増減数	単位	単価	変更金額		
配水管布設工 φ300 DIP-GX	1	1	-	式	-	402,194		
設計書の明細書等(「名称」「規格」)をそのまま記載。								
直接工事費合計						402,194		
(請負代金額の計算は、別紙、本工事費内訳書のとおり)								
		請負代金額						
① 当初請負代金額	40,000,000							
② 前回までの変更指示金額	40,200,000							
③ 今回指示の増減額	680,000		1.7%	増	(前回増減率より)			
合計額(②+③)	40,880,000		2.2%	増	(当初請負代金額より)			

※直前設計数量とは当初設計又は直前変更設計数量をいう。

様式1(甲) (第18条、第19条関係)

工事内容変更伺い (第〇回)		起案	令和 年 月 日					
		決裁	令和 年 月 日					
管理者	局長	次長	課所長	室長	課所長補佐	係長	係	監督員
技術管理者								
<p>起工時に技術管理者確認を受けているものについては、工事内容変更伺いにおいても技術管理者の確認を受けること。</p>								
受注者 株式会社〇〇建設 代表取締役 〇〇〇〇 変更理由 いわき市水道局工事請負契約款第18条の規定に基づき次のとおり変更したい。 No.〇~No.〇の配管土被りは〇.〇mで計画していたが、掘削の結果No.〇+〇地点でφ〇〇HP暗渠を土被り〇.〇mで確認した。このことから、φ〇〇×4.5°曲管、空気弁1基を増工し暗渠を下越し配管したい。 設計等の業務委託では、いわき市水道局工事請負契約款〇〇条ではなく、業務委託契約書第〇〇条等と記載すること。								
年度	区分	款	項	目	節			
〇〇	第〇条	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇			
工事名 〇〇配水管(第〇〇-〇〇号)改良工事								
施工箇所 いわき市〇〇地内				工事番号		〇〇第〇〇号		
請負代金額		¥	40,000,000	工期	着工	令和 年 月 日		完成
					完成	令和 年 月 日		
変更内訳								
工種、種別、細別	直前設計数量	変更数量	増減数	単位	単価	変更金額		
暗渠下越し配管	-	1.0	1.0	箇所	350,000	350,000		
直接工事費合計						350,000		
(請負代金額の計算は、別紙、本工事費内訳書のとおり)								
		請負代金額						
① 当初請負代金額	40,000,000							
② 前回までの変更指示金額	40,000,000							
③ 今回指示の増減額	500,000		1.3%	増	(直前内容変更より)			
合計額(②+③)	40,500,000		1.3%	増	(当初請負代金額より)			

※直前設計数量とは当初設計又は直前変更設計数量をいう。

【新旧対照表】水道施設積算基準(本編)(令和7年4月1日一部改定)

現行版 頁番号 水道施設 積算基準 2.7-9	新(改定後)	旧(現行)																																																																																																					
	様式③ : 工事内容変更通知書 様式1(乙)(第18条、第19条関係) <div style="text-align: right;">○ ○ 第 ○ ○ 号 令和 年 月 日</div> <p>受注者 株式会社 ○○建設 代表取締役 ○○ ○○ 様</p> <p style="text-align: center;">いわき市水道事業管理者</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">工事内容の変更(第○回)について(通知)</p> <p>このことについて、変更内訳(別冊設計図書)のとおり変更することを通知します。 なお、請負代金の変更は、後日集約のうえ変更契約を行います。変更契約締結前の既成部分払いの対象からは除外します。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>工 事 名</td> <td colspan="3">○○配水管(第○○-○○号)改良工事</td> </tr> <tr> <td>施 工 箇 所</td> <td>いわき市○○地内</td> <td>工事番号</td> <td>○○第○○号</td> </tr> <tr> <td>請 負 代 金 額</td> <td>¥ 40,000,000</td> <td>工 期</td> <td>着工 令和 年 月 日 完成 令和 年 月 日</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="6">変 更 内 訳</th> </tr> <tr> <th>工種、種別、細別</th> <th>直前設計数量</th> <th>変更数量</th> <th>増減数</th> <th>単位</th> <th>摘 要</th> </tr> <tr> <td>配水管布設工 φ300 DIP-GX</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">式</td> <td></td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> ※工事内容変更に伴う概算金額について 概算金額：○○万円増(減)額の見込みである。 ※上記に示す概算金額については、参考値であり契約変更額を拘束するものではない。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> ※概算金額が有効数字2桁(3桁目四捨五入)、単位は万円で記載する。 ただし、増減額が10万円未満の場合は、有効数字1桁(2桁目四捨五入)とする。 例) 16,440,000円増額 → 1,600万円増額と記載 78,000円減額 → 8万円減額と記載 </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 受注者の(丸判)押印のうえ、 1部を発注者に戻す。 受注者承諾印 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 印 </div> </div> <p style="font-size: small;">※ この通知書は受注者認印のうえ、1部を戻してください。</p>	工 事 名	○○配水管(第○○-○○号)改良工事			施 工 箇 所	いわき市○○地内	工事番号	○○第○○号	請 負 代 金 額	¥ 40,000,000	工 期	着工 令和 年 月 日 完成 令和 年 月 日	変 更 内 訳						工種、種別、細別	直前設計数量	変更数量	増減数	単位	摘 要	配水管布設工 φ300 DIP-GX	1	1	-	式																										様式③ : 工事内容変更通知書 様式1(乙)(第18条、第19条関係) <div style="text-align: right;">○ ○ 第 ○ ○ 号 令和 年 月 日</div> <p>受注者 株式会社 ○○建設 代表取締役 ○○ ○○ 様</p> <p style="text-align: center;">いわき市水道事業管理者</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">工事内容の変更(第○回)について(通知)</p> <p>このことについて、変更内訳(別冊設計図書)のとおり変更することを通知します。 なお、請負代金の変更は、後日集約のうえ変更契約を行います。変更契約締結前の既成部分払いの対象からは除外します。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>工 事 名</td> <td colspan="3">○○配水管(第○○-○○号)改良工事</td> </tr> <tr> <td>施 工 箇 所</td> <td>いわき市○○地内</td> <td>工事番号</td> <td>○○第○○号</td> </tr> <tr> <td>請 負 代 金 額</td> <td>¥ 40,000,000</td> <td>工 期</td> <td>着工 令和 年 月 日 完成 令和 年 月 日</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="6">変 更 内 訳</th> </tr> <tr> <th>工種、種別、細別</th> <th>直前設計数量</th> <th>変更数量</th> <th>増減数</th> <th>単位</th> <th>摘 要</th> </tr> <tr> <td>暗渠下越し配管</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">1.0</td> <td style="text-align: center;">1.0</td> <td style="text-align: center;">箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> ※工事内容変更に伴う概算金額について 概算金額：○○万円増(減)額の見込みである。 ※上記に示す概算金額については、参考値であり契約変更額を拘束するものではない。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> ※概算金額が有効数字2桁(3桁目四捨五入)、単位は万円で記載する。 ただし、増減額が10万円未満の場合は、有効数字1桁(2桁目四捨五入)とする。 例) 16,440,000円増額 → 1,600万円増額と記載 78,000円減額 → 8万円減額と記載 </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 受注者の(丸判)押印のうえ、 1部を発注者に戻す。 受注者承諾印 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 印 </div> </div> <p style="font-size: small;">※ この通知書は受注者認印のうえ、1部を戻してください。</p>	工 事 名	○○配水管(第○○-○○号)改良工事			施 工 箇 所	いわき市○○地内	工事番号	○○第○○号	請 負 代 金 額	¥ 40,000,000	工 期	着工 令和 年 月 日 完成 令和 年 月 日	変 更 内 訳						工種、種別、細別	直前設計数量	変更数量	増減数	単位	摘 要	暗渠下越し配管	-	1.0	1.0	箇所																		
工 事 名	○○配水管(第○○-○○号)改良工事																																																																																																						
施 工 箇 所	いわき市○○地内	工事番号	○○第○○号																																																																																																				
請 負 代 金 額	¥ 40,000,000	工 期	着工 令和 年 月 日 完成 令和 年 月 日																																																																																																				
変 更 内 訳																																																																																																							
工種、種別、細別	直前設計数量	変更数量	増減数	単位	摘 要																																																																																																		
配水管布設工 φ300 DIP-GX	1	1	-	式																																																																																																			
工 事 名	○○配水管(第○○-○○号)改良工事																																																																																																						
施 工 箇 所	いわき市○○地内	工事番号	○○第○○号																																																																																																				
請 負 代 金 額	¥ 40,000,000	工 期	着工 令和 年 月 日 完成 令和 年 月 日																																																																																																				
変 更 内 訳																																																																																																							
工種、種別、細別	直前設計数量	変更数量	増減数	単位	摘 要																																																																																																		
暗渠下越し配管	-	1.0	1.0	箇所																																																																																																			

【新旧対照表】水道施設積算基準(本編)(令和7年4月1日一部改定)

現行版 積算基準 2.7-12	新(改定後)	旧(現行)
	<p>約款第20条に基づく事務フロー</p> <p style="text-align: center;">工事一時中止命令に係る事務フロー (約款第20条)</p> <p>発注者</p> <p>受注者</p> <p>受注者の責めに帰すことができないものため、受注者が工事をする事ができない事態が発生 (約款第20条第1項)</p> <p>事実の確認</p> <p>協議</p> <p>発注者は、工事の一時中止を受注者に通知し、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。 (約款第20条第1項)</p> <p>工事打合簿 約款9条第10号様式</p> <p>起案書により水道工事一時(一部)中止についての決裁</p> <p>通知</p> <p>通知された内容の工事を一時中止</p> <p>発注者は、必要があると認められるときは、工期又は請負代金額を変更し必要な費用を負担 (約款第20条第3項)</p> <p>水道工事一時中止について 約款20条第19号様式</p> <p>工期、請負代金額を変更する必要がある場合は、当該契約締結時の価格を基礎として、発注者、受注者協議して決定 (約款第24条及び第25条)</p> <p>工事施工が可能と判断</p> <p>起案書により水道工事一時(一部)中止の解除についての決裁</p> <p>通知</p> <p>工事再開</p> <p>水道工事一時中止の解除について 約款20条第19号様式</p> <p>決裁区分は、いわき市水道局職務権限規定第21条、別表2共通専決事項、2財務事項、(4)工事請負等関係、1工事請負、(7)請負契約の解除に定める金額を準用する。</p>	<p>約款第20条に基づく事務フロー</p> <p style="text-align: center;">工事一時中止命令に係る事務フロー (約款第20条)</p> <p>発注者</p> <p>受注者</p> <p>受注者の責めに帰すことができないものため、受注者が工事をする事ができない事態が発生 (約款第20条第1項)</p> <p>事実の確認</p> <p>協議</p> <p>発注者は、工事の一時中止を受注者に通知し、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。 (約款第20条第1項)</p> <p>工事打合簿 約款9条第10号様式</p> <p>起案書により水道工事一時(一部)中止についての決裁</p> <p>通知</p> <p>通知された内容の工事を一時中止</p> <p>発注者は、必要があると認められるときは、工期又は請負代金額を変更し必要な費用を負担 (約款第20条第3項)</p> <p>水道工事一時中止について 約款20条第19号様式</p> <p>工期、請負代金額を変更する必要がある場合は、当該契約締結時の価格を基礎として、発注者、受注者協議して決定 (約款第24条及び第25条)</p> <p>工事施工が可能と判断</p> <p>起案書により水道工事一時(一部)中止の解除についての決裁</p> <p>通知</p> <p>工事再開</p> <p>水道工事一時中止の解除について 約款20条第19号様式</p> <p>決裁区分は、いわき市水道局職務権限規定第20条、別表2共通専決事項、2財務事項、(3)工事請負及びその他の契約関係、1工事請負、(5)請負契約の締結及び解除に定める金額を準用する。</p>

【新旧対照表】水道施設積算基準(本編)(令和7年4月1日一部改定)

現行版 頁番号 水道施設 積算基準 2.7-14	新(改定後)	旧(現行)
	<p>2) 発注者が事態を発見した場合の事務フロー</p> <p>工期延長(約款第2条 関連工事の調整等)に係る事務フロー (約款第22・24条) ※発注者が事態を発見したケース</p> <p>発注者は、関連工事の発注者に事実を確認(協議)し、事態の確認。変更工程表(案)の作成を指示。</p> <p>指示の記載例 関連工事の〇〇工事の工程が遅延しており、水道工事の着手は令和〇〇年〇〇月上旬に見込まれているため、工事着工を令和〇〇年〇〇月とする工程表を作成し工期変更について協議すること。</p> <p>発注者は、受注者作成の変更工程表(案)の妥当性を確認。</p> <p>指示の記載例 変更工程表(案)の妥当性を確認したので、協議のとおり令和〇〇年〇〇月まで工期を延長することとするが、工期変更は変更契約で行うこととする。</p> <p>【変更契約の手続き】 速やかに工期を変更。 また、これまで行った軽微な変更もまとめて変更契約を行う。</p>	<p>2) 発注者が事態を発見した場合の事務フロー</p> <p>工期延長(約款第2条 関連工事の調整等)に係る事務フロー (約款第22・24条) ※発注者が事態を発見したケース</p> <p>発注者は、関連工事の発注者に協議し、事態の確認。変更工程表(案)の作成を指示。</p> <p>指示の記載例 関連工事の〇〇工事の工程が遅延しており、水道工事の着手は令和〇〇年〇〇月上旬に見込まれているため、工事着工を令和〇〇年〇〇月とする工程表を作成し工期変更について協議すること。</p> <p>発注者は、受注者作成の変更工程表(案)の妥当性を確認。</p> <p>指示の記載例 変更工程表(案)の妥当性を確認したので、協議のとおり令和〇〇年〇〇月まで工期を延長することとするが、工期変更は変更契約で行うこととする。</p> <p>【変更契約の手続き】 速やかに工期を変更。 また、これまで行った軽微な変更もまとめて変更契約を行う。</p>

【新旧対照表】水道施設積算基準(本編)(令和7年4月1日一部改定)

現行版 頁番号	新(改定後)	旧(現行)																
水道施設 積算基準 2.7-19	<p>14 設計等業務委託に係る設計変更等の事務処理について 設計等の委託においての設計変更に係る事務処理については、工事内容変更伺及び変更理由書等を作成し、建設工事と同様の事務処理を行うこととする。</p> <p>1) 約款と契約書について 建設工事の契約書には、いわき市水道局工事請負契約約款の各条項を遵守すると記載してあるが、設計等業務委託には約款がなく契約書に全て条項が記載されている。</p> <table border="1" data-bbox="376 389 855 437"> <tr> <td>建設工事</td> <td>いわき市水道局工事請負契約約款</td> </tr> <tr> <td>設計等業務委託</td> <td>業務委託契約書</td> </tr> </table> <p>2) 工期と履行期間について 工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間。</p> <p>履行期間の変更</p> <table border="1" data-bbox="376 587 855 635"> <tr> <td>建設工事</td> <td>工期 → 工期変更</td> </tr> <tr> <td>設計等業務委託</td> <td>履行期間 → 履行期間変更</td> </tr> </table> <p>3) 具体的な事務処理について</p> <p>① 工事内容変更伺 業務委託には、内容変更に係る様式が無いため、建設工事で使用する「工事内容変更伺」を使用するが、標準様式ではいわき市水道局工事請負契約約款第〇〇条となっている。 そのため、業務委託で使用するには、業務委託契約書第〇〇条等に修正する。</p> <p>② 変更理由書 変更理由書には、関係条項を記載する必要があるため、契約書 第〇条と記載する。</p>	建設工事	いわき市水道局工事請負契約約款	設計等業務委託	業務委託契約書	建設工事	工期 → 工期変更	設計等業務委託	履行期間 → 履行期間変更	<p>14 設計等業務委託に係る設計変更等の事務処理について 設計等の委託においての設計変更に係る事務処理については、工事内容変更伺及び変更理由書等を作成し、建設工事と同様の事務処理を行うこととする。</p> <p>1) 約款と契約書について 建設工事の契約書には、いわき市水道局工事請負契約約款の各条項を遵守すると記載してあるが、設計等業務委託には約款がなく契約書に全て条項が記載されている。</p> <table border="1" data-bbox="1281 389 1760 437"> <tr> <td>建設工事</td> <td>いわき市水道局工事請負契約約款</td> </tr> <tr> <td>設計等業務委託</td> <td>〇〇業務等委託契約書</td> </tr> </table> <p>2) 工期と履行期間について 工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間。</p> <p>履行期間の変更</p> <table border="1" data-bbox="1281 587 1760 635"> <tr> <td>建設工事</td> <td>工期 → 工期変更</td> </tr> <tr> <td>設計等業務委託</td> <td>履行期間 → 履行期間変更</td> </tr> </table> <p>3) 具体的な事務処理について</p> <p>① 工事内容変更伺 業務委託には、内容変更に係る様式が無いため、建設工事で使用する「工事内容変更伺」を使用するが、標準様式では約款第〇条となっている。 そのため、業務委託で使用するには、設計業務等委託契約書第〇条等に修正する。</p> <p>② 変更理由書 変更理由書には、関係条項を記載する必要があるため、契約書 第〇条と記載する。</p>	建設工事	いわき市水道局工事請負契約約款	設計等業務委託	〇〇業務等委託契約書	建設工事	工期 → 工期変更	設計等業務委託	履行期間 → 履行期間変更
建設工事	いわき市水道局工事請負契約約款																	
設計等業務委託	業務委託契約書																	
建設工事	工期 → 工期変更																	
設計等業務委託	履行期間 → 履行期間変更																	
建設工事	いわき市水道局工事請負契約約款																	
設計等業務委託	〇〇業務等委託契約書																	
建設工事	工期 → 工期変更																	
設計等業務委託	履行期間 → 履行期間変更																	

【新旧対照表】水道施設積算基準(本編)(令和7年4月1日一部改定)

現行版
頁番号

水道施設
積算基準

2.7-20

新(改定後)

旧(現行)

様式1(甲)(第18条、第19条関係)

工事内容変更伺い (第〇回)		起案	令和 年 月 日
		決裁	令和 年 月 日
管理者	局長	次長	課所長
	室長	課所長補佐	係長
			係
			監督員
技術管理者	公印		
<p>受注者 ○〇コンサルタント㈱ 代表取締役 ○〇 ○〇</p> <p>変更理由 業務委託契約書第〇〇条の規定に基づき次のとおり変更したい。 本委託では計2箇所の試掘を計上していたが、実施の結果、市道〇〇線交差部(既設管接続計画箇所)では、他地下埋設物(NTT、ガス、下水道)が幅狭しており、現計画箇所では既設管との接続が出来ないことを確認した。ついては、既設管接続が確実に施工できる箇所を確定するため、試掘工を1箇所追加し調査したい。</p> <p>設計等の業務委託では、いわき市水道局工事請負契約約款〇〇条ではなく、業務委託契約書第〇〇条等と記載すること。</p>			
年度	区分	款	項
〇〇	第〇条	〇〇	〇〇
目	節		
〇〇	〇〇	〇〇	
工事名	〇〇配水管(第〇〇-〇〇号)改良測量設計委託		
施工箇所	いわき市〇〇地内	工事番号	〇〇第〇〇号
請負代金額	¥ 10,000,000	工期	着工 令和 年 月 日 完成 令和 年 月 日
変更内訳			
工種、種別、細別	直前設計数量	変更数量	増減数
試掘工 市道車道	1	1	-
			単価
			単価
			変更金額
			200,000
設計書の明細書等(「名称」「規格」)をそのまま記載。			
直接工事費合計 200,000			
(請負代金額の計算は、別紙、本工事費内訳書のとおり)			
		第1回内容変更の際は消す。	
	請負代金額		
① 当初請負代金額	10,000,000		
② 前回までの変更指示金額	10,100,000		
③ 今回指示の増減額	400,000	4.0% 増 (前年増減率より)	
合計額(②+③)	10,500,000	5.0% 増 (当初請負代金額より)	

※直前設計数量とは当初設計又は直前変更設計数量をいう。

様式1(甲)(第18条、第19条関係)

工事内容変更伺い (第〇回)		起案	令和 年 月 日
		決裁	令和 年 月 日
管理者	局長	次長	課所長
	室長	課所長補佐	係長
			係
			監督員
技術管理者	公印		
<p>受注者 ○〇コンサルタント㈱ 代表取締役 ○〇 ○〇</p> <p>変更理由 設計業務等委託契約書第〇〇条の規定に基づき次のとおり変更したい。 本委託では計2箇所の試掘を計上していたが、実施の結果、市道〇〇線交差部(既設管接続計画箇所)では、他地下埋設物(NTT、ガス、下水道)が幅狭しており、現計画箇所では既設管との接続が出来ないことを確認した。ついては、既設管接続が確実に施工できる箇所を確定するため、試掘工を1箇所追加し調査したい。</p> <p>設計等の業務委託では、いわき市水道局工事請負契約約款〇〇条ではなく、業務委託契約書第〇〇条等と記載すること。</p>			
年度	区分	款	項
〇〇	第〇条	〇〇	〇〇
目	節		
〇〇	〇〇	〇〇	
工事名	〇〇配水管(第〇〇-〇〇号)改良測量設計委託		
施工箇所	いわき市〇〇地内	工事番号	〇〇第〇〇号
請負代金額	¥ 10,000,000	工期	着工 令和 年 月 日 完成 令和 年 月 日
変更内訳			
工種、種別、細別	直前設計数量	変更数量	増減数
試掘工	2.0	3.0	1.0
			単価
			単価
			変更金額
			200,000
設計書の明細書等(「名称」「規格」)をそのまま記載。			
直接工事費合計 200,000			
(請負代金額の計算は、別紙、本工事費内訳書のとおり)			
		第1回内容変更の際は消す。	
	請負代金額		
① 当初請負代金額	10,000,000		
② 前回までの変更指示金額	10,000,000		
③ 今回指示の増減額	400,000	4.0% 増 (前年増減率より)	
合計額(②+③)	10,400,000	4.0% 増 (当初請負代金額より)	

※直前設計数量とは当初設計又は直前変更設計数量をいう。

【新旧対照表】水道施設積算基準(本編)(令和7年4月1日一部改定)

現行版
頁番号

水道施設
積算基準

2.7-21

新(改定後)

旧(現行)

様式1(乙) (第18条、第19条関係)

〇〇第〇〇号
令和 年 月 日

受注者
〇〇コンサルタント㈱
代表取締役 〇〇 〇〇 様

いわき市水道事業管理者 印

ここは変えない。 工事内容の変更(第〇回)について(通知)

このことについて、変更内訳(別冊設計図書)のとおり変更することを通知します。
なお、請負代金の変更は、後日集約のうえ変更契約を行います。変更契約締結前の既成部分払いの対象からは除外します。

ここは変えない。

工 事 名	〇〇配水管(第〇〇-〇〇号)改良測量設計委託		
施 工 箇 所	いわき市〇〇地内	工事番号	〇〇第〇〇号
請 負 代 金 額	¥ 10,000,000	工 期	令和 年 月 日 令和 年 月 日

変 更 内 訳				
工種、種別、細別	直前設計数量	変更数量	増減数	単 位
試掘工 市道車道	1	1	-	式

ここは変えない。

受注者の(丸判)押印のうえ、1部を発注者に戻す。

受注者承諾印

印

【工事内容変更に伴う概算金額について】
概算金額：〇〇万円増(減)額の見込みである。
※上記に示す概算金額については、参考値であり契約変更額を拘束するものではない。

※概算金額が有効数字2桁(3桁目四捨五入)、単位は万円に記載する。
ただし、増減額が10万円未満の場合は、有効数字1桁(2桁目四捨五入)とする。
例) 16,440,000円増額 → 1,600万円増額と記載
78,000円減額 → 8万円減額と記載

※ この通知書は受注者認印のうえ、1部を戻してください。

様式1(乙) (第18条、第19条関係)

〇〇第〇〇号
令和 年 月 日

受注者
〇〇コンサルタント㈱
代表取締役 〇〇 〇〇 様

いわき市水道事業管理者 印

ここは変えない。 工事内容の変更(第〇回)について(通知)

このことについて、変更内訳(別冊設計図書)のとおり変更することを通知します。
なお、請負代金の変更は、後日集約のうえ変更契約を行います。変更契約締結前の既成部分払いの対象からは除外します。

ここは変えない。

工 事 名	〇〇配水管(第〇〇-〇〇号)改良測量設計委託		
施 工 箇 所	いわき市〇〇地内	工事番号	〇〇第〇〇号
請 負 代 金 額	¥ 10,000,000	工 期	令和 年 月 日 令和 年 月 日

変 更 内 訳				
工種、種別、細別	直前設計数量	変更数量	増減数	単 位
試掘工	2.0	3.0	1.0	箇所

ここは変えない。

受注者の(丸判)押印のうえ、1部を発注者に戻す。

受注者承諾印

印

【工事内容変更に伴う概算金額について】
概算金額：〇〇万円増(減)額の見込みである。
※上記に示す概算金額については、参考値であり契約変更額を拘束するものではない。

※概算金額が有効数字2桁(3桁目四捨五入)、単位は万円に記載する。
ただし、増減額が10万円未満の場合は、有効数字1桁(2桁目四捨五入)とする。
例) 16,440,000円増額 → 1,600万円増額と記載
78,000円減額 → 8万円減額と記載

※ この通知書は受注者認印のうえ、1部を戻してください。

【新旧対照表】水道施設積算基準(本編)(令和7年4月1日一部改定)

現行版 頁番号	新(改定後)	旧(現行)
水道施設 積算基準 2.12-1	<p>3 工期変更の取扱い 工期の変更は、いわき市水道局契約規程の第43条(工事の中止又は変更等)及び第45条(工期の延長)、いわき市水道局契約約款第20条(工事の中止)及び第22条(受注者の請求による工期の延長)、第23条(発注者の請求による工期の短縮等)、第24条(工期の変更方法)に基づくものとする。 なお、工期に変更が生じた場合は、速やかに変更契約を締結するものとする。</p>	<p>3 工期変更の取扱い 工期の変更は、規程の第43条(工事の中止又は変更等)及び第45条(工期の延長)、約款第20条(工事の中止)及び第21条(乙の請求による工期の延長)、第22条(甲の請求による工期の短縮等)、第23条(工期の変更方法)に基づくものとする。 なお、工期に変更が生じた場合は、速やかに変更契約を締結するものとする。</p>
水道施設 積算基準 2.14-1	<p>2 使用資材 (1) 管路施設で使用する資材については、別冊「水道施設設計基準」の「付則1 管路施設資材使用基準」(以下「使用基準」という。)及び「いわき市水道局水道施設工事共通仕様書」によるものとする。 (2) 使用基準に該当する資材以外の資材については、福島県土木部監修の「共通仕様書(土木工事編)」及び「建築関係工事共通仕様書」によるものとする。</p>	<p>2 使用資材 (1) 管路施設で使用する資材については、別冊「水道施設設計基準」の「付則1 管路施設資材使用基準」(以下「使用基準」という。)及び「いわき市水道局水道施設工事共通仕様書」によるものとする。 (2) 使用基準に該当する資材以外の資材については、福島県土木部監修の「共通仕様書(土木工事編)」及び「建築・設備工事共通仕様書」によるものとする。</p>

【新旧対照表】水道施設積算基準(本編)(令和7年4月1日一部改定)

新(改定後)

旧(現行)

現行版
頁番号

水道施設
積算基準

2.16-1

第16節 設計書作成における添付書類

設計書を作成するにあたり添付する書類については、表1を参考とし取りまとめる。

表1 工事・業務委託設計書作成における添付書類 ○：原則添付、△：該当する場合添付

添付順	書類名	当初		変更		出力システム	備考
		金入	金抜	金入	金抜		
1	起工兼入札(見積)執行伺	○				財務会計	
2	設計変更兼変更契約締結伺			○		財務会計	
3	予算内示書(予算配当替決定通知書)	○		△			
4	設計図書【起工時】チェックリスト	○					
5	入札連絡表	○					
6	一般競争入札参加資格設定決定書	△					一般競争入札の場合
7	指名業者等選定決定書	△					指名競争入札(随意契約)の場合
8	随意契約確認表	△					随意契約の場合
9	随意契約の理由書	△					随意契約の場合
10	コスト、工期比較表	△					随意契約の場合
11	変更理由書			○			
12	位置図	○	○	○			
13	工程表及び工期算出資料	○		○			委託は工程表のみ
14	按分表	△		△			
15	予定価格書	○					
16	設計書鑑	○	○	○	○	積算システム	
17	積算書	○	○	○	○	積算システム	
18	総括表	△	△	△	△	積算システム	工種が複数ある場合
19	本工事費内訳書	○	○	○	○	積算システム	
20	諸経費計算確認書	○		○		積算システム	
21	諸経費計算表	△		△		積算システム	諸経費を按分する場合
22	明細書	○	○	○	○	積算システム	
23	代価表	△	△	△	△	積算システム	
24	単価表	○	○	○	○	積算システム	
25	各種計算書(数量計算、構造計算等)	○	△	○	△		委託は算出根拠とする
26	産業廃棄物処理場単価比較表	△		△			
27	ローカルマスター一覧表	△		△			
28	採用単価表(物価資料、見積単価(又は歩掛)表)	△		△			該当する場合
29	特記仕様書	○	○	○	○		
30	工事毎に必要な資料	△	△	△	△		
31	図面	○	○	○	○		図面目録を添付
32	見積依頼書、見積書	△		△			

- ※ 見積単価を採用する場合は、起案書を含め添付する。
- ※ 各種計算書(委託は算出根拠)については、必要な場合は金抜設計書へ添付することができる。
- ※ 金抜き設計書における位置図は、単価表の後(特記仕様書の前)にすることができる。

第16節 設計書作成における添付書類

設計書を作成するにあたり添付する書類については、表1-1、表1-2を参考とし取りまとめる。

表1-1 工事設計書作成における添付書類 ○：原則添付、△：該当する場合添付

添付順	書類名	当初		変更		出力システム	備考
		金入	金抜	金入	金抜		
1	起工兼入札(見積)執行伺	○				財務会計	
2	設計変更兼変更契約締結伺			○		財務会計	
3	予算内示書(予算配当替決定通知書)	○		△			
4	設計図書チェックリスト	○					
5	入札連絡表	○					
6	一般競争入札参加資格設定決定書	△					一般競争入札の場合
7	指名業者等選定決定書	△					指名競争入札(随意契約)の場合
8	随意契約確認表	△					随意契約の場合
9	随意契約の理由書	△					随意契約の場合
10	コスト、工期比較表	△					随意契約の場合
11	変更理由書			○			
12	位置図	○	○	○			
13	予定価格書	○					
14	設計書鑑 【新規】14 按分表	○	○	○	○	積算システム	
15	積算書	○	○	○	○	積算システム	
16	工程表及び工期算出資料	○		○			
17	総括表	△	△	△	△	積算システム	工種が複数ある場合
18	本工事費内訳書	○	○	○	○	積算システム	
19	諸経費計算確認書	○		○		積算システム	
20	諸経費計算表	△		△		積算システム	諸経費を按分する場合
21	明細書	○	○	○	○	積算システム	
22	代価表	△	△	△	△	積算システム	
23	単価表	○	○	○	○	積算システム	
24	採用単価表(物価資料、見積単価(又は歩掛)表)	△		△			該当する場合
25	各種計算書(数量計算、構造計算等)	○	△	○	△		
26	産業廃棄物処理場単価比較表	△		△			
27	特記仕様書 【新規】27 ローカルマスター一覧表	○	○	○	○		
28	工事毎に必要な資料	△	△	△	△		
29	図面	○	○	○	○		図面目録を添付
30	見積依頼書、見積書	△		△			

- ※ 見積単価を採用する場合は、起案書を含め添付する。
- ※ 各種計算書については、必要な場合は金抜設計書へ添付することができる。
- ※ 金抜き設計書における位置図は、単価表の後(特記仕様書の前)にすることができる。

【新旧対照表】水道施設積算基準(本編)(令和7年4月1日一部改定)

現行版 頁番号	新(改定後)	旧(現行)
水道施設 積算基準 2.19-1	<p>第19節 週休2日工事に要する費用の積算</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 実務必携を適用した工事は、実務必携 第一編 請負工事標準歩掛 第1章 第2節 1-2-8「週休2日工事に要する費用の積算」に準じる。 2 実務必携以外を適用した工事は、「いわき市週休2日確保工事実施要領」に準じる。 なお、下水道用設計標準歩掛表のポンプ場・処理場施設(機械・電気設備)を適用した工事は、「下水道用設計積算要領 ポンプ場・処理場施設(機械・電気設備)編」に記載されている「工事における週休2日の取得に要する費用の計上について(試行)」(R2.3.25付 国地契第51号 国官技第375号)に準じる。 	<p>第19節 週休2日工事に要する費用の積算</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 実務必携を適用した工事は、実務必携 第一編 請負工事標準歩掛 第1章 第2節 1-2-8「週休2日工事に要する費用の積算」に準じる。 2 県土木積算を適用した工事は、福島県土木部「土木部発注工事における「週休2日確保モデル工事」試行要領(土木工事編)」に準じる。 3 県建築積算を適用した工事は、福島県土木部「建築関係工事における週休2日促進工事試行要領」に準じる。 4 下水道用設計標準歩掛表を適用した工事は、「工事における週休2日の取得に要する費用の計上について(試行)令和2年3月25日 国地契第51号 国官技第375号」「機械設備工事における週休2日の取得に要する費用の計上について(試行)令和2年3月25日 国地契第65号 国総公第115号」に準じる。 なお、「機械設備工事における週休2日の取得に要する費用の計上について(試行)令和2年3月25日 国地契第65号 国総公第115号」は「下水道用設計積算要領-ポンプ場、処理場施設(機械・電気設備)編-」による。

【新旧対照表】水道施設積算基準(本編)(令和7年4月1日一部改定)

現行版 頁番号	新(改定後)			旧(現行)		
	工種	適用歩掛	備考	工種	適用歩掛	備考
水道施設 積算基準 3.3-2	2 鑄鉄管布設工					
	鑄鉄管吊込み据付(機械力)	実務必携 2-3-1	20m程度の現場内小運搬を含む。	鑄鉄管吊込み据付(機械力)	実務必携 2-3-1	20m程度の現場内小運搬を含む。
	鑄鉄管吊込み据付(人力)	実務必携 2-3-2	20m程度の現場内小運搬を含む。	鑄鉄管吊込み据付(人力)	実務必携 2-3-2	20m程度の現場内小運搬を含む。
	メカニカル継手	実務必携 2-3-3	1. モルタル充填工はU, UF, LUF, US形継手のみ加算する。モルタル配合は1:1を標準とする。 2. NS形(継輪φ75~250)(異形管φ300~450), US, UF, LUF, KF形等の離脱防止継手は本歩掛に30%を上限として割増することができる。 3. 特殊押輪を使用する場合は、参考資料 9(1)「効力継手における特殊押輪の補正」を参照のこと。 4. 非耐震継手の外周から設置する耐震型補強金具を使用する場合は、本歩掛に35%を割増することができる。 5. 接合工事を本体工事に含まない場合(分離発注)の歩掛は別途算出すること。 6. 諸雑費には、滑剤、接合器具損料を含む。	メカニカル継手	実務必携 2-3-3	1. モルタル充填工はU, UF, LUF, US形継手のみ加算する。モルタル配合は1:1を標準とする。 2. NS形(継輪φ75~250)(異形管φ300~450), US, UF, LUF, KF形等の離脱防止継手は本歩掛に30%を上限として割増することができる。 3. 特殊押輪を使用する場合は、参考資料 9(1)「効力継手における特殊押輪の補正」を参照のこと。 4. 接合工事を本体工事に含まない場合(分離発注)の歩掛は別途算出すること。 5. 諸雑費には、滑剤、接合器具損料を含む。
				伸縮可とう管設置(鑄鉄製)	実務必携 2-3-4	1. 継手接合工は別途計上する。 2. 諸雑費には、付属品取外し工具損料を含む。
水道施設 積算基準 3.3-4	2 鑄鉄管布設工					
	電気溶接(呼び厚さ A種)	実務必携 2-4-4	1. 呼び径700以下は外面V開先, 800以上で板厚16mm未満は内面V開先(内外面溶接)、板厚16mm以上はX開先(内外面溶接)として算定したものである。 2. 材料費及び器具損料は、溶接棒、酸素、アセチレン、直流溶接機の場合の軽油及び油脂類、交流溶接機の場合の電力料金、当該機械器具(ディーゼルエンジン付きアーク溶接機、交流型アーク溶接機)損料、消耗品及び工具類1式を含む。 3. 消耗品及び工具類1式とは、ワイヤブラシ、絶縁テープ、遮光ガラス、革手袋、ウエスその他雑品及び工具等を含む。	電気溶接(呼び厚さ A種)	実務必携 2-4-4	1. 呼び径700以下は外面V開先, 800以上で板厚16mm未満は内面V開先(内外面溶接)、板厚16mm以上はX開先(内外面溶接)として算定したものである。 2. 材料費及び器具損料は、溶接棒、酸素、アセチレン、直流溶接機の場合の軽油及び油脂類、交流溶接機の場合の電力料金、当該機械器具(ディーゼルエンジン付きアーク溶接機、交流型アーク溶接機)損料、消耗品及び工具類1式を含む。 3. 消耗品及び工具類1式とは、ワイヤブラシ、絶縁テープ、遮光ガラス、革手袋、ウエスその他雑品及び工具等を含む。
	電気溶接(呼び厚さ B種)		1. 呼び径700以下は外面V開先, 800以上で板厚16mm未満は内面V開先(内外面溶接)、板厚16mm以上はX開先(内外面溶接)として算定したものである。 2. 材料費及び器具損料は、溶接棒、酸素、アセチレン、直流溶接機の場合の軽油及び油脂類、交流溶接機の場合の電力料金、当該機械器具(ディーゼルエンジン付きアーク溶接機、交流型アーク溶接機)損料、消耗品及び工具類1式を含む。 3. 消耗品及び工具類1式は、ワイヤブラシ、絶縁テープ、遮光ガラス、革手袋、ウエスその他雑品及び工具等を含む。	電気溶接(呼び厚さ B種)		1. 呼び径700以下は外面V開先, 800以上で板厚16mm未満は内面V開先(内外面溶接)、板厚16mm以上はX開先(内外面溶接)として算定したものである。 2. 材料費及び器具損料は、溶接棒、酸素、アセチレン、直流溶接機の場合の軽油及び油脂類、交流溶接機の場合の電力料金、当該機械器具(ディーゼルエンジン付きアーク溶接機、交流型アーク溶接機)損料、消耗品及び工具類1式を含む。 3. 消耗品及び工具類1式は、ワイヤブラシ、絶縁テープ、遮光ガラス、革手袋、ウエスその他雑品及び工具等を含む。
	電気溶接(裏当溶接)	実務必携 2-4-5	1. 呼び径800以上で内面V開先裏当て溶接(内配管等)の場合に適用する。 2. 材料費及び器具損料は、溶接棒、酸素、アセチレン、直流溶接機の場合の軽油及び油脂類、交流溶接機の場合の電力料金、半自動溶接機械損料、消耗品及び工具1式を含む。 3. 消耗品及び工具類1式は、ワイヤブラシ、絶縁テープ、遮光ガラス、革手袋、ウエスその他雑品及び工具等を含む。	電気溶接(裏当溶接)	実務必携 2-4-5	1. 呼び径800以上で内面V開先裏当て溶接(内配管等)の場合に適用する。 2. 材料費及び器具損料は、溶接棒、酸素、アセチレン、直流溶接機の場合の軽油及び油脂類、交流溶接機の場合の電力料金、当該機械器具(ディーゼルエンジン付きアーク溶接機、交流型アーク溶接機)損料、消耗品及び工具類1式のことである。 3. 消耗品及び工具類1式は、ワイヤブラシ、絶縁テープ、遮光ガラス、革手袋、ウエスその他雑品及び工具等を含む。

【新旧対照表】水道施設積算基準(本編)(令和7年4月1日一部改定)

現行版 頁番号	新(改定後)		旧(現行)																																																
	水道施設 積算基準	3 鋼管布設工(2)	水道施設 積算基準	3 鋼管布設工(2)																																															
3.3-5	スチール鋼管電気溶接	実務必携 2-4-6	スチール鋼管電気溶接	実務必携 2-4-6																																															
	<p>※スチール溶接は特殊溶接となるため、実務必携の 労務費ではスチール溶接工として一般の溶接工と区 別して取り扱っている。したがって、公共工事 設計労務単価の溶接工では実情に合わないため、 これを次のとおり60%の割増補正すること。</p> <p>スチール溶接工 = 溶接工 × (1 + 0.6)</p> <p>根拠：H27 経済産業省工業用水道工事設計標準歩掛表 P14 2.3.5.1 付属品製作工数における材質に よる補正 (表-14)材質による補正 SUS材 補正率 +60%</p>		<p>※スチール溶接は特殊溶接となるため、実務必携の 労務費ではスチール溶接工として一般の溶接工と区 別して取り扱っている。したがって、公共工事 設計労務単価の溶接工では実情に合わないため、 これを次のとおり60%の割増補正すること。</p> <p>スチール溶接工 = 溶接工 × (1 + 0.6)</p> <p>根拠：H17 経済産業省工業用水道工事設計 標準歩掛表 P.57 3.2.1.3 使用材料による工数の補正 (表9)材質による補正 SUS材 補正率 +60%</p>																																																
	内外面塗装	実務必携 2-4-7	内外面塗装	実務必携 2-4-7																																															
	外面塗装(ジョイント)	実務必携 2-4-8	外面塗装(ジョイント)	実務必携 2-4-8																																															
	X線検査	実務必携 2-4-9	X線検査	実務必携 2-4-9																																															
<p>撮影頻度は、次表を標準とするが、現場状況を勘案し増減することができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>構造</th> <th>溶接口数</th> <th>撮影頻度(検査率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">水管橋部</td> <td>—</td> <td>全箇所(100%)</td> </tr> <tr> <td>4口以下</td> <td>全箇所(100%)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">添架管及び埋設管</td> <td>5口以上</td> <td>溶接口数を n とした場合 $n^{1/2}$ 箇所以上 ただし最低4箇所(例: n=50口 → 8箇所)</td> </tr> <tr> <td>99口以下</td> <td>溶接口数の10%以上</td> </tr> <tr> <td>100口以上</td> <td>溶接口数の10%以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">挿進管及びその前後</td> <td>5口以下</td> <td>全箇所(100%)</td> </tr> <tr> <td>6口以上</td> <td>溶接口数を n とした場合 $2n^{1/2}$ 箇所以上 (例: n=50口 → 15箇所)</td> </tr> <tr> <td>99口以下</td> <td>溶接口数の20%以上</td> </tr> <tr> <td>100口以上</td> <td>溶接口数の20%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>1. 現場状況を勘案して増減することができる。 2. X線撮影枚数は(溶接口数×検査率×1口当り撮影枚数)とする。</p>		構造	溶接口数	撮影頻度(検査率)	水管橋部	—	全箇所(100%)	4口以下	全箇所(100%)	添架管及び埋設管	5口以上	溶接口数を n とした場合 $n^{1/2}$ 箇所以上 ただし最低4箇所(例: n=50口 → 8箇所)	99口以下	溶接口数の10%以上	100口以上	溶接口数の10%以上	挿進管及びその前後	5口以下	全箇所(100%)	6口以上	溶接口数を n とした場合 $2n^{1/2}$ 箇所以上 (例: n=50口 → 15箇所)	99口以下	溶接口数の20%以上	100口以上	溶接口数の20%以上	<p>撮影頻度は、次表を標準とするが、現場状況を勘案し増減することができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>構造</th> <th>溶接口数</th> <th>撮影頻度(検査率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">水管橋部</td> <td>—</td> <td>全箇所(100%)</td> </tr> <tr> <td>4口以下</td> <td>全箇所(100%)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">添架管及び埋設管</td> <td>5口以下</td> <td>溶接口数を n とした場合 $n^{1/2}$ 箇所以上 ただし最低4箇所(例: n=50口 → 8箇所)</td> </tr> <tr> <td>99口以下</td> <td>溶接口数の10%以上</td> </tr> <tr> <td>100口以上</td> <td>溶接口数の10%以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">挿進管及びその前後</td> <td>5口以下</td> <td>全箇所(100%)</td> </tr> <tr> <td>6口以下</td> <td>溶接口数を n とした場合 $2n^{1/2}$ 箇所以上 (例: n=50口 → 15箇所)</td> </tr> <tr> <td>99口以下</td> <td>溶接口数の20%以上</td> </tr> <tr> <td>100口以上</td> <td>溶接口数の20%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>1. 現場状況を勘案して増減することができる。 2. X線撮影枚数は(溶接口数×検査率×1口当り撮影枚数)とする。</p>		構造	溶接口数	撮影頻度(検査率)	水管橋部	—	全箇所(100%)	4口以下	全箇所(100%)	添架管及び埋設管	5口以下	溶接口数を n とした場合 $n^{1/2}$ 箇所以上 ただし最低4箇所(例: n=50口 → 8箇所)	99口以下	溶接口数の10%以上	100口以上	溶接口数の10%以上	挿進管及びその前後	5口以下	全箇所(100%)	6口以下	溶接口数を n とした場合 $2n^{1/2}$ 箇所以上 (例: n=50口 → 15箇所)	99口以下	溶接口数の20%以上	100口以上	溶接口数の20%以上
構造	溶接口数	撮影頻度(検査率)																																																	
水管橋部	—	全箇所(100%)																																																	
	4口以下	全箇所(100%)																																																	
添架管及び埋設管	5口以上	溶接口数を n とした場合 $n^{1/2}$ 箇所以上 ただし最低4箇所(例: n=50口 → 8箇所)																																																	
	99口以下	溶接口数の10%以上																																																	
	100口以上	溶接口数の10%以上																																																	
挿進管及びその前後	5口以下	全箇所(100%)																																																	
	6口以上	溶接口数を n とした場合 $2n^{1/2}$ 箇所以上 (例: n=50口 → 15箇所)																																																	
	99口以下	溶接口数の20%以上																																																	
100口以上	溶接口数の20%以上																																																		
構造	溶接口数	撮影頻度(検査率)																																																	
水管橋部	—	全箇所(100%)																																																	
	4口以下	全箇所(100%)																																																	
添架管及び埋設管	5口以下	溶接口数を n とした場合 $n^{1/2}$ 箇所以上 ただし最低4箇所(例: n=50口 → 8箇所)																																																	
	99口以下	溶接口数の10%以上																																																	
	100口以上	溶接口数の10%以上																																																	
挿進管及びその前後	5口以下	全箇所(100%)																																																	
	6口以下	溶接口数を n とした場合 $2n^{1/2}$ 箇所以上 (例: n=50口 → 15箇所)																																																	
	99口以下	溶接口数の20%以上																																																	
100口以上	溶接口数の20%以上																																																		

【新旧対照表】水道施設積算基準(本編)(令和7年4月1日一部改定)

現行版 頁番号	新(改定後)					旧(現行)									
	水道施設 積算基準 3.3-8														
	管明示テープ	実務必携 2-6-4	1. 本歩掛は、胴巻きテープの貼付手間である。 2. 管天端のテープ貼付手間は、管据付工を含む。 3. 管明示テープの使用数量は、塩ビ管布設工 管明示テープと同様とする。(胴巻きは、1.5回重ね巻きとする。)			管明示テープ	実務必携 2-6-4	1. 本歩掛は、胴巻きテープの貼付手間である。 2. 管天端のテープ貼付手間は、管据付工を含む。 3. 管明示テープの使用数量は、塩ビ管布設工 管明示テープと同様とする。(胴巻きは、1.5回重ね巻きとする。)							
	配水用ポリエチレン管用 铸铁異形管被覆 (硬質塩化ビニル管用 铸铁異形管被覆準用)	実務必携 2-5-2 準用	1. 雑材料は、スリーブを損傷した場合の補修用スリーブ及びスリーブ切断用カッターの費用である。 2. φ50mmについては、φ75mmの歩掛を適用する。 3. 「実務必携」に基づく1箇所当り2重巻きの歩掛である。			配水用ポリエチレン管用 铸铁異形管被覆 (硬質塩化ビニル管用 铸铁異形管被覆準用)	実務必携 2-5-2 準用	1. 雑材料は、スリーブを損傷した場合の補修用スリーブ及びスリーブ切断用カッターの費用である。 2. φ50mmについては、φ75mmの歩掛を適用する。 3. 「実務必携」に基づく1箇所当り2重巻きの歩掛である。							
	1箇所当り 歩掛表					1箇所当り 歩掛表									
	種別	管径 (mm)	ポリエチレンスリーブ ^φ (m) 溶剤浸透防護スリーブ ^φ (m)	粘着テープ (m)	雑材料	普通作業員 (人)	種別	管径 (mm)	ポリエチレンスリーブ ^φ (m) 溶剤浸透防護スリーブ ^φ (m)	粘着テープ (m)	雑材料	普通作業員 (人)			
	T字管 (ハルブ含む)	75	1.00	3.40	材料費 の2%	0.06	T字管 (ハルブ含む)	75	1.00	3.40	材料費 の2%	0.06			
		100	1.20	4.60		0.07			100	1.20		4.60	0.07		
		125	1.40	5.30		0.07			125	1.40		5.30	0.07		
		150	1.60	6.40		0.08			150	1.60		6.40	0.08		
	曲管	75	1.00	2.80		0.05	0.05	曲管	75	1.00		2.80	0.05	0.05	
		100	1.10	3.80		0.06	0.06			100		1.10	3.80	0.06	0.06
		125	1.30	4.40		0.06	0.06			125		1.30	4.40	0.06	0.06
		150	1.40	5.40		0.07	0.07			150		1.40	5.40	0.07	0.07
	片落管	75	0.60	2.20		0.04	0.04	【新規】片落管	75	0.40		1.70	0.03	0.03	
		100	0.70	3.00		0.04	0.04			100		0.40	2.30	0.03	0.03
		125	0.90	3.50		0.04	0.04			125		0.50	2.60	0.03	0.03
		150	1.00	4.30		0.05	0.05			150		0.50	3.20	0.04	0.04
	フランジ短管 ジョイント類	75	0.40	1.70	0.03	0.03	フランジ短管 ジョイント類	75	0.40	1.70	0.03	0.03			
		100	0.40	2.30	0.03	0.03			100	0.40	2.30	0.03	0.03		
		125	0.50	2.60	0.03	0.03			125	0.50	2.60	0.03	0.03		
		150	0.50	3.20	0.04	0.04			150	0.50	3.20	0.04	0.04		
	※溶剤浸透防護スリーブ被覆区間のうち、铸铁異形管類を被覆する場合は、上表を準用する。					※溶剤浸透防護スリーブ被覆区間のうち、铸铁異形管類を被覆する場合は、上表を準用する。									

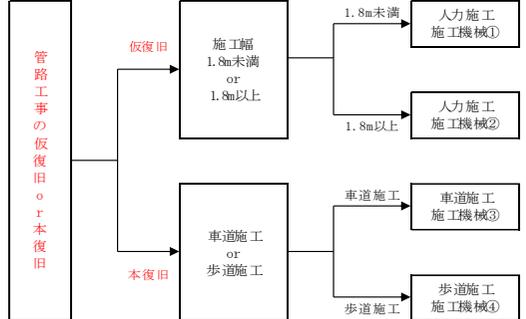
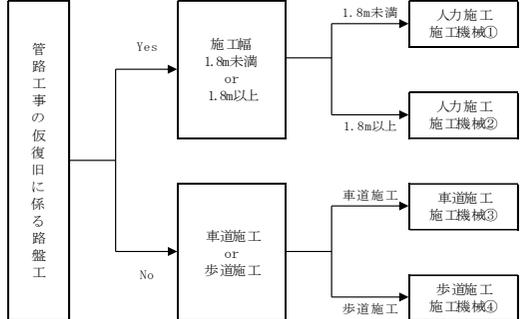
【新旧対照表】水道施設積算基準(本編)(令和7年4月1日一部改定)

現行版 頁番号	新(改定後)		旧(現行)																																																																																																																																	
	水道施設 積算基準	3.5-2	3.5-2	3.5-2																																																																																																																																
	<p>3 舗装版取壊工</p> <p>(1) 適用範囲 コンクリート舗装版、アスファルト舗装版、コンクリート+アスファルト舗装版の破碎作業及び掘削、積込に適用する。</p> <p>(2) 機種の選定 機種の選定は、図-1及び表-3によることを標準とする。</p>	<p>3 舗装版取壊工</p> <p>(1) 適用範囲 コンクリート舗装版、アスファルト舗装版、コンクリート+アスファルト舗装版の破碎作業及び掘削、積込に適用する。</p> <p>(2) 機種の選定 機種の選定は、図-1及び表-3によることを標準とする。</p>	<p>図-1</p> <p>表-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機械名</th> <th>規格</th> <th>直接掘削積込</th> <th>コンクリート圧砕機による舗装版破碎</th> <th>大型ブレーカによる舗装版破碎</th> <th>適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">小型バックホウ</td> <td>クロー型 排出ガス対策型(第1次基準値) 山積0.08m³[平積0.06m³]</td> <td>1台</td> <td></td> <td></td> <td>管路掘削工事のみ</td> </tr> <tr> <td>クロー型 排出ガス対策型(第2次基準値) 山積0.13m³[平積0.10m³]</td> <td>1台</td> <td></td> <td></td> <td>管路掘削工事のみ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">バックホウ</td> <td>クロー型 排出ガス対策型(第2次基準値) 山積0.28m³[平積0.20m³]</td> <td>1台</td> <td></td> <td></td> <td>管路掘削工事のみ</td> </tr> <tr> <td>クロー型 排出ガス対策型(第1次基準値) 山積0.45m³[平積0.35m³]</td> <td>1台</td> <td></td> <td></td> <td>管路掘削工事のみ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>クロー型 排出ガス対策型(第2次基準値) 山積0.80m³[平積0.60m³]</td> <td>1台</td> <td></td> <td></td> <td>管路掘削工事のみ</td> </tr> <tr> <td>バックホウ</td> <td>クロー型[後方超小旋回型・超低騒音型・排出ガス対策型(2011年規制)] 山積0.45m³(平積0.35m³)</td> <td>1台</td> <td>1台 (破碎後の掘削・積込)</td> <td>1台 (破碎後の掘削・積込)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリート圧砕機</td> <td>アタッチメント[コンクリート圧砕装置(大割機)] 開口幅735~800mm 破碎力550~980kN</td> <td></td> <td>1台</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>大型ブレーカ</td> <td>油圧ブレーカ バケット容量0.4m³ アタッチメントのみ</td> <td></td> <td></td> <td>1台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>バックホウ(ヘースマシン)</td> <td>クロー型[後方超小旋回型・超低騒音型・排出ガス対策型(2011年規制)] 山積0.45m³(平積0.35m³)</td> <td></td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>実務必携 県土木工事標準積算基準</p>	機械名	規格	直接掘削積込	コンクリート圧砕機による舗装版破碎	大型ブレーカによる舗装版破碎	適用	小型バックホウ	クロー型 排出ガス対策型(第1次基準値) 山積0.08m ³ [平積0.06m ³]	1台			管路掘削工事のみ	クロー型 排出ガス対策型(第2次基準値) 山積0.13m ³ [平積0.10m ³]	1台			管路掘削工事のみ	バックホウ	クロー型 排出ガス対策型(第2次基準値) 山積0.28m ³ [平積0.20m ³]	1台			管路掘削工事のみ	クロー型 排出ガス対策型(第1次基準値) 山積0.45m ³ [平積0.35m ³]	1台			管路掘削工事のみ		クロー型 排出ガス対策型(第2次基準値) 山積0.80m ³ [平積0.60m ³]	1台			管路掘削工事のみ	バックホウ	クロー型[後方超小旋回型・超低騒音型・排出ガス対策型(2011年規制)] 山積0.45m ³ (平積0.35m ³)	1台	1台 (破碎後の掘削・積込)	1台 (破碎後の掘削・積込)		コンクリート圧砕機	アタッチメント[コンクリート圧砕装置(大割機)] 開口幅735~800mm 破碎力550~980kN		1台			大型ブレーカ	油圧ブレーカ バケット容量0.4m ³ アタッチメントのみ			1台		バックホウ(ヘースマシン)	クロー型[後方超小旋回型・超低騒音型・排出ガス対策型(2011年規制)] 山積0.45m ³ (平積0.35m ³)		1台	1台		<p>図-1</p> <p>表-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機械名</th> <th rowspan="2">規格</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">直接掘削積込</th> <th colspan="2">コンクリート圧砕機による舗装版破碎</th> <th rowspan="2">適用</th> </tr> <tr> <th>バックホウによる掘削積込</th> <th>バックホウによる掘削積込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">小型バックホウ</td> <td>排出ガス対応型(第1次基準値) クロー型山積0.08m³(平積0.06m³)</td> <td>台</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>管路掘削工事のみ</td> </tr> <tr> <td>排出ガス対応型(第2次基準値) クロー型山積0.13m³(平積0.10m³)</td> <td>台</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>管路掘削工事のみ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">バックホウ</td> <td>排出ガス対応型(第2次基準値) クロー型山積0.28m³(平積0.20m³)</td> <td>台</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>管路掘削工事のみ</td> </tr> <tr> <td>排出ガス対応型(第1次基準値) クロー型山積0.45m³(平積0.35m³)</td> <td>台</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>排出ガス対応型(第2次基準値) クロー型山積0.80m³(平積0.60m³)</td> <td>台</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>管路掘削工事のみ</td> </tr> <tr> <td>コンクリート圧砕機</td> <td>開口幅735~850mm 破碎力549~981kN(56~100t)</td> <td>台</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>バックホウ(ヘースマシン)</td> <td>排出ガス対応型(第2次基準値) クロー型山積0.45m³(平積0.35m³)</td> <td>台</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>大型ブレーカ</td> <td>ブレード油圧式600~800kg級</td> <td>台</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>バックホウ(ヘースマシン)</td> <td>排出ガス対応型(第2次基準値) クロー型山積0.45m³(平積0.35m³)</td> <td>台</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機械名	規格	単位	直接掘削積込	コンクリート圧砕機による舗装版破碎		適用	バックホウによる掘削積込	バックホウによる掘削積込	小型バックホウ	排出ガス対応型(第1次基準値) クロー型山積0.08m ³ (平積0.06m ³)	台	1			管路掘削工事のみ	排出ガス対応型(第2次基準値) クロー型山積0.13m ³ (平積0.10m ³)	台	1			管路掘削工事のみ	バックホウ	排出ガス対応型(第2次基準値) クロー型山積0.28m ³ (平積0.20m ³)	台	1			管路掘削工事のみ	排出ガス対応型(第1次基準値) クロー型山積0.45m ³ (平積0.35m ³)	台	1	1	1			排出ガス対応型(第2次基準値) クロー型山積0.80m ³ (平積0.60m ³)	台	1			管路掘削工事のみ	コンクリート圧砕機	開口幅735~850mm 破碎力549~981kN(56~100t)	台		1			バックホウ(ヘースマシン)	排出ガス対応型(第2次基準値) クロー型山積0.45m ³ (平積0.35m ³)	台		1			大型ブレーカ	ブレード油圧式600~800kg級	台			1		バックホウ(ヘースマシン)	排出ガス対応型(第2次基準値) クロー型山積0.45m ³ (平積0.35m ³)	台			1	
機械名	規格	直接掘削積込	コンクリート圧砕機による舗装版破碎	大型ブレーカによる舗装版破碎	適用																																																																																																																															
小型バックホウ	クロー型 排出ガス対策型(第1次基準値) 山積0.08m ³ [平積0.06m ³]	1台			管路掘削工事のみ																																																																																																																															
	クロー型 排出ガス対策型(第2次基準値) 山積0.13m ³ [平積0.10m ³]	1台			管路掘削工事のみ																																																																																																																															
バックホウ	クロー型 排出ガス対策型(第2次基準値) 山積0.28m ³ [平積0.20m ³]	1台			管路掘削工事のみ																																																																																																																															
	クロー型 排出ガス対策型(第1次基準値) 山積0.45m ³ [平積0.35m ³]	1台			管路掘削工事のみ																																																																																																																															
	クロー型 排出ガス対策型(第2次基準値) 山積0.80m ³ [平積0.60m ³]	1台			管路掘削工事のみ																																																																																																																															
バックホウ	クロー型[後方超小旋回型・超低騒音型・排出ガス対策型(2011年規制)] 山積0.45m ³ (平積0.35m ³)	1台	1台 (破碎後の掘削・積込)	1台 (破碎後の掘削・積込)																																																																																																																																
コンクリート圧砕機	アタッチメント[コンクリート圧砕装置(大割機)] 開口幅735~800mm 破碎力550~980kN		1台																																																																																																																																	
大型ブレーカ	油圧ブレーカ バケット容量0.4m ³ アタッチメントのみ			1台																																																																																																																																
バックホウ(ヘースマシン)	クロー型[後方超小旋回型・超低騒音型・排出ガス対策型(2011年規制)] 山積0.45m ³ (平積0.35m ³)		1台	1台																																																																																																																																
機械名	規格	単位	直接掘削積込	コンクリート圧砕機による舗装版破碎		適用																																																																																																																														
				バックホウによる掘削積込	バックホウによる掘削積込																																																																																																																															
小型バックホウ	排出ガス対応型(第1次基準値) クロー型山積0.08m ³ (平積0.06m ³)	台	1			管路掘削工事のみ																																																																																																																														
	排出ガス対応型(第2次基準値) クロー型山積0.13m ³ (平積0.10m ³)	台	1			管路掘削工事のみ																																																																																																																														
バックホウ	排出ガス対応型(第2次基準値) クロー型山積0.28m ³ (平積0.20m ³)	台	1			管路掘削工事のみ																																																																																																																														
	排出ガス対応型(第1次基準値) クロー型山積0.45m ³ (平積0.35m ³)	台	1	1	1																																																																																																																															
	排出ガス対応型(第2次基準値) クロー型山積0.80m ³ (平積0.60m ³)	台	1			管路掘削工事のみ																																																																																																																														
コンクリート圧砕機	開口幅735~850mm 破碎力549~981kN(56~100t)	台		1																																																																																																																																
バックホウ(ヘースマシン)	排出ガス対応型(第2次基準値) クロー型山積0.45m ³ (平積0.35m ³)	台		1																																																																																																																																
大型ブレーカ	ブレード油圧式600~800kg級	台			1																																																																																																																															
バックホウ(ヘースマシン)	排出ガス対応型(第2次基準値) クロー型山積0.45m ³ (平積0.35m ³)	台			1																																																																																																																															

【新旧対照表】水道施設積算基準(本編)(令和7年4月1日一部改定)

現行版 頁番号	新(改定後)	旧(現行)																																																								
水道施設 積算基準 3.5-3	<p>(3) 舗装の切断作業時に発生する排水の処理(平成29年9月 福島県土木部長通知)</p> <p>1) 基本方針 土木工事における舗装の切断作業時に発生するブレード冷却水と切削粉が混じり合った排水については、水質汚濁防止を図る観点から排水吸引機能を有する切断機等により回収することとし、産業廃棄物の汚泥として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理するため、その運用について以下のとおり定める。</p> <p>2) 処理方法 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については産業廃棄物の汚泥として、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理を行うものとする。</p> <p>3) 回収方法 排水(汚泥)を回収する機能を有するカッター機械(バキューム式)による回収、工業用掃除機による回収、排水をスポンジ等で吸着させバケツ等に移し替えて回収する方法などにより、直接現場外に排水することなく適正に回収するものとする。</p> <p>4) 運搬・処理費用に計上する当初設計数量(排水量)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 当初設計数量(排水量)(m^3) =当該工事施工量/日当たり施工量×日当たり使用水量×回収率 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日当たり施工量は、「土木工事標準積算基準」第1編第12章③作業日当り標準作業量による。 ・ 日当たり使用水量、回収率は、表-4による。 ・ 排水量(m^3)については、小数第2位を四捨五入し小数第1位止めとする。 なお、排水量が0.1m^3未満の場合は、小数第3位を四捨五入し小数第2位止めとする。 ・ 排水(汚泥)の比重は「1.4 t/m^3」とする。 <p>表-4</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>舗装種別</th> <th>舗装厚(cm)</th> <th>日当たり 使用水量(m^3)</th> <th>回収率 (%)</th> <th>日当たり 施工量(m^3/日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">アスファルト 舗装</td> <td>$t \leq 15$</td> <td>1.80</td> <td rowspan="4">85%</td> <td>203</td> </tr> <tr> <td>$15 < t \leq 30$</td> <td>1.80</td> <td>127</td> </tr> <tr> <td>$30 < t \leq 35$</td> <td>1.80</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>$35 < t \leq 40$</td> <td>2.40</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">コンクリート 舗装</td> <td>$t \leq 15$</td> <td>1.80</td> <td></td> <td>129</td> </tr> <tr> <td>$15 < t \leq 30$</td> <td>1.80</td> <td></td> <td>67</td> </tr> </tbody> </table>	舗装種別	舗装厚(cm)	日当たり 使用水量(m^3)	回収率 (%)	日当たり 施工量(m^3 /日)	アスファルト 舗装	$t \leq 15$	1.80	85%	203	$15 < t \leq 30$	1.80	127	$30 < t \leq 35$	1.80	80	$35 < t \leq 40$	2.40	80	コンクリート 舗装	$t \leq 15$	1.80		129	$15 < t \leq 30$	1.80		67	<p>(3) 舗装の切断作業時に発生する排水の処理(平成29年9月 福島県土木部長通知)</p> <p>1) 基本方針 土木工事における舗装の切断作業時に発生するブレード冷却水と切削粉が混じり合った排水については、水質汚濁防止を図る観点から排水吸引機能を有する切断機等により回収することとし、産業廃棄物の汚泥として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理するため、その運用について以下のとおり定める。</p> <p>2) 処理方法 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については産業廃棄物の汚泥として、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理を行うものとする。</p> <p>3) 回収方法 排水(汚泥)を回収する機能を有するカッター機械(バキューム式)による回収、工業用掃除機による回収、排水をスポンジ等で吸着させバケツ等に移し替えて回収する方法などにより、直接現場外に排水することなく適正に回収するものとする。</p> <p>4) 運搬・処理費用に計上する当初設計数量(排水量)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 当初設計数量(排水量)(m^3) =当該工事施工量/日当たり施工量×日当たり使用水量×回収率 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日当たり施工量は、「土木工事標準積算基準」第1編第12章③作業日当り標準作業量による。 ・ 日当たり使用水量、回収率は、表-4による。 ・ 排水量(m^3)については、小数第2位を四捨五入し小数第1位止めとする。 なお、排水量が0.1m^3未満の場合は、小数第3位を四捨五入し小数第2位止めとする。 ・ 排水(汚泥)の比重は「1.4 t/m^3」とする。 <p>表-4</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>舗装種別</th> <th>舗装厚(cm)</th> <th>日当たり 使用水量(m^3)</th> <th>回収率 (%)</th> <th>日当たり 施工量(m^3/日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">アスファルト 舗装</td> <td>$t \leq 15$</td> <td>1.80</td> <td rowspan="4">85%</td> <td>230</td> </tr> <tr> <td>$15 < t \leq 30$</td> <td>1.80</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>$30 < t \leq 35$</td> <td>1.80</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>$35 < t \leq 40$</td> <td>2.40</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">コンクリート 舗装</td> <td>$t \leq 15$</td> <td>1.80</td> <td></td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>$15 < t \leq 30$</td> <td>1.80</td> <td></td> <td>70</td> </tr> </tbody> </table>	舗装種別	舗装厚(cm)	日当たり 使用水量(m^3)	回収率 (%)	日当たり 施工量(m^3 /日)	アスファルト 舗装	$t \leq 15$	1.80	85%	230	$15 < t \leq 30$	1.80	130	$30 < t \leq 35$	1.80	80	$35 < t \leq 40$	2.40	80	コンクリート 舗装	$t \leq 15$	1.80		150	$15 < t \leq 30$	1.80		70
舗装種別	舗装厚(cm)	日当たり 使用水量(m^3)	回収率 (%)	日当たり 施工量(m^3 /日)																																																						
アスファルト 舗装	$t \leq 15$	1.80	85%	203																																																						
	$15 < t \leq 30$	1.80		127																																																						
	$30 < t \leq 35$	1.80		80																																																						
	$35 < t \leq 40$	2.40		80																																																						
コンクリート 舗装	$t \leq 15$	1.80		129																																																						
	$15 < t \leq 30$	1.80		67																																																						
舗装種別	舗装厚(cm)	日当たり 使用水量(m^3)	回収率 (%)	日当たり 施工量(m^3 /日)																																																						
アスファルト 舗装	$t \leq 15$	1.80	85%	230																																																						
	$15 < t \leq 30$	1.80		130																																																						
	$30 < t \leq 35$	1.80		80																																																						
	$35 < t \leq 40$	2.40		80																																																						
コンクリート 舗装	$t \leq 15$	1.80		150																																																						
	$15 < t \leq 30$	1.80		70																																																						

【新旧対照表】水道施設積算基準(本編)(令和7年4月1日一部改定)

現行版 頁番号	新(改定後)	旧(現行)																																																										
水道施設 積算基準 3.5-6	<p>9 路盤工</p> <p>(1) 機種の選定</p> <p>路盤工の機種選定にあたっては、次表を基準とするが現場条件により適した機種を選定することが出来る。</p> <p>1) 路盤工の選定フローは、次のとおりとする。</p> 	<p>9 路盤工</p> <p>(1) 機種の選定</p> <p>路盤工の機種選定にあたっては、次表を基準とするが現場条件により適した機種を選定することが出来る。</p> <p>1) 路盤工の選定フローは、次のとおりとする。</p> 																																																										
水道施設 積算基準 3.5-7	<p>2) 施工機械</p> <p>表 路盤工使用機械</p> <table border="1" data-bbox="336 790 996 1133"> <thead> <tr> <th>施工機械</th> <th>施工区分</th> <th>機械名</th> <th>規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施工機械①</td> <td>人力施工1.8m未満</td> <td>タンバ</td> <td>60~80kg</td> </tr> <tr> <td>施工機械②</td> <td>人力施工1.8m以上</td> <td>タンバ</td> <td>60~80kg</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>振動ローラ</td> <td>排出ガス対策型(第1次基準値) 搭乗式 コンバインド型3~4t</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">施工機械③</td> <td rowspan="3">車道施工</td> <td>モータグレーダ</td> <td>[土工用・排出ガス対策型(第2次基準値)] 7'レド幅3.1m</td> </tr> <tr> <td>ロードローラ</td> <td>[マカダム・排出ガス対策型(第2次基準値)] 運転質量10t 締め幅2.1m</td> </tr> <tr> <td>タイヤローラ</td> <td>[普通型・排出ガス対策型(第2次基準値)] 運転質量8~20t</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">施工機械④</td> <td rowspan="2">歩道施工</td> <td>小型バックホウ (クローラ型)</td> <td>[標準型・排出ガス対策型(第2次基準値)] 山積0.11m³(平積0.08m³)</td> </tr> <tr> <td>振動ローラ(副装用)</td> <td>[搭乗・コンバインド式・排出ガス対策型(第1次基準値)] 運転質量3t~4t</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">実務必携 県土木工事標準積算基準</p>	施工機械	施工区分	機械名	規格	施工機械①	人力施工1.8m未満	タンバ	60~80kg	施工機械②	人力施工1.8m以上	タンバ	60~80kg			振動ローラ	排出ガス対策型(第1次基準値) 搭乗式 コンバインド型3~4t	施工機械③	車道施工	モータグレーダ	[土工用・排出ガス対策型(第2次基準値)] 7'レド幅3.1m	ロードローラ	[マカダム・排出ガス対策型(第2次基準値)] 運転質量10t 締め幅2.1m	タイヤローラ	[普通型・排出ガス対策型(第2次基準値)] 運転質量8~20t	施工機械④	歩道施工	小型バックホウ (クローラ型)	[標準型・排出ガス対策型(第2次基準値)] 山積0.11m ³ (平積0.08m ³)	振動ローラ(副装用)	[搭乗・コンバインド式・排出ガス対策型(第1次基準値)] 運転質量3t~4t	<p>2) 施工機械</p> <p>表 路盤工使用機械</p> <table border="1" data-bbox="1243 790 1904 1133"> <thead> <tr> <th>施工機械</th> <th>施工区分</th> <th>機械名</th> <th>規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">施工機械①</td> <td rowspan="2">人力施工</td> <td>タンバ</td> <td>60~80kg</td> </tr> <tr> <td>タンバ</td> <td>60~80kg</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">施工機械②</td> <td rowspan="2">人力施工</td> <td>振動ローラ</td> <td>排出ガス対策型(第1次基準値) 搭乗式 コンバインド型3~4t</td> </tr> <tr> <td>モータグレーダ</td> <td>排出ガス対策型(第2次基準値) 3.1m</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">施工機械③</td> <td rowspan="3">車道施工</td> <td>ロードローラ</td> <td>排出ガス対策型(第2次基準値) 7'レド幅3.1m</td> </tr> <tr> <td>タイヤローラ</td> <td>排出ガス対策型(第2次基準値) 8~20t</td> </tr> <tr> <td>振動ローラ</td> <td>排出ガス対策型(第1次基準値) 搭乗式 コンバインド型3~4t</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">施工機械④</td> <td rowspan="2">歩道施工</td> <td>小型バックホウ</td> <td>排出ガス対策型(第2次基準値) クローラ型 山積0.11m³(平積0.08m³)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">実務必携 県土木工事標準積算基準</p>	施工機械	施工区分	機械名	規格	施工機械①	人力施工	タンバ	60~80kg	タンバ	60~80kg	施工機械②	人力施工	振動ローラ	排出ガス対策型(第1次基準値) 搭乗式 コンバインド型3~4t	モータグレーダ	排出ガス対策型(第2次基準値) 3.1m	施工機械③	車道施工	ロードローラ	排出ガス対策型(第2次基準値) 7'レド幅3.1m	タイヤローラ	排出ガス対策型(第2次基準値) 8~20t	振動ローラ	排出ガス対策型(第1次基準値) 搭乗式 コンバインド型3~4t	施工機械④	歩道施工	小型バックホウ	排出ガス対策型(第2次基準値) クローラ型 山積0.11m ³ (平積0.08m ³)
施工機械	施工区分	機械名	規格																																																									
施工機械①	人力施工1.8m未満	タンバ	60~80kg																																																									
施工機械②	人力施工1.8m以上	タンバ	60~80kg																																																									
		振動ローラ	排出ガス対策型(第1次基準値) 搭乗式 コンバインド型3~4t																																																									
施工機械③	車道施工	モータグレーダ	[土工用・排出ガス対策型(第2次基準値)] 7'レド幅3.1m																																																									
		ロードローラ	[マカダム・排出ガス対策型(第2次基準値)] 運転質量10t 締め幅2.1m																																																									
		タイヤローラ	[普通型・排出ガス対策型(第2次基準値)] 運転質量8~20t																																																									
施工機械④	歩道施工	小型バックホウ (クローラ型)	[標準型・排出ガス対策型(第2次基準値)] 山積0.11m ³ (平積0.08m ³)																																																									
		振動ローラ(副装用)	[搭乗・コンバインド式・排出ガス対策型(第1次基準値)] 運転質量3t~4t																																																									
施工機械	施工区分	機械名	規格																																																									
施工機械①	人力施工	タンバ	60~80kg																																																									
		タンバ	60~80kg																																																									
施工機械②	人力施工	振動ローラ	排出ガス対策型(第1次基準値) 搭乗式 コンバインド型3~4t																																																									
		モータグレーダ	排出ガス対策型(第2次基準値) 3.1m																																																									
施工機械③	車道施工	ロードローラ	排出ガス対策型(第2次基準値) 7'レド幅3.1m																																																									
		タイヤローラ	排出ガス対策型(第2次基準値) 8~20t																																																									
		振動ローラ	排出ガス対策型(第1次基準値) 搭乗式 コンバインド型3~4t																																																									
施工機械④	歩道施工	小型バックホウ	排出ガス対策型(第2次基準値) クローラ型 山積0.11m ³ (平積0.08m ³)																																																									

【新旧対照表】水道施設積算基準(本編)(令和7年4月1日一部改定)

現行版 頁番号	新(改定後)		旧(現行)																																											
	水道施設 積算基準	3.5-8	2) 施工機械	2) 施工機械																																										
		<p>表 不陸整正使用機械</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工機械</th> <th>施工区分</th> <th>機械名</th> <th>規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施工機械①</td> <td>歩道施工1.8m未満</td> <td>タンバ</td> <td>60~80kg</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">施工機械②</td> <td rowspan="2">歩道施工 1.8m以上</td> <td>タンバ</td> <td>60~80kg</td> </tr> <tr> <td>振動ローラ</td> <td>排出ガス対策型(第1次基準値) 搭乗式 コンバインド型3~4t</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">施工機械③</td> <td rowspan="3">車道施工</td> <td>モータグレーダ</td> <td>[土工用・排出ガス対策型(第2次基準値)] 7'レド幅3.1m</td> </tr> <tr> <td>ロードローラ</td> <td>[マカダム・排出ガス対策型(第2次基準値)] 運転質量10t 締固め幅2.1m</td> </tr> <tr> <td>タイヤローラ</td> <td>[普通型・排出ガス対策型(第2次基準値)] 運転質量8~20t</td> </tr> </tbody> </table> <p>実務必携 標準積算基準 県土木工事</p>	施工機械	施工区分	機械名	規格	施工機械①	歩道施工1.8m未満	タンバ	60~80kg	施工機械②	歩道施工 1.8m以上	タンバ	60~80kg	振動ローラ	排出ガス対策型(第1次基準値) 搭乗式 コンバインド型3~4t	施工機械③	車道施工	モータグレーダ	[土工用・排出ガス対策型(第2次基準値)] 7'レド幅3.1m	ロードローラ	[マカダム・排出ガス対策型(第2次基準値)] 運転質量10t 締固め幅2.1m	タイヤローラ	[普通型・排出ガス対策型(第2次基準値)] 運転質量8~20t	<p>表 不陸整正使用機械</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工機械</th> <th>施工区分</th> <th>機械名</th> <th>規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施工機械①</td> <td rowspan="3">歩道施工</td> <td>タンバ</td> <td>60~80kg</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">施工機械②</td> <td>タンバ</td> <td>60~80kg</td> </tr> <tr> <td>振動ローラ</td> <td>排出ガス対策型(第1次基準値) 搭乗式 コンバインド型3~4t</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">施工機械③</td> <td rowspan="3">車道施工</td> <td>モータグレーダ</td> <td>排出ガス対策型(第2次基準値) 3.1m</td> </tr> <tr> <td>ロードローラ</td> <td>排出ガス対策型(第2次基準値) マカダム10t</td> </tr> <tr> <td>タイヤローラ</td> <td>排出ガス対策型(第2次基準値) 8~20t</td> </tr> </tbody> </table> <p>実務必携 標準積算基準 県土木工事</p>	施工機械	施工区分	機械名	規格	施工機械①	歩道施工	タンバ	60~80kg	施工機械②	タンバ	60~80kg	振動ローラ	排出ガス対策型(第1次基準値) 搭乗式 コンバインド型3~4t	施工機械③	車道施工	モータグレーダ	排出ガス対策型(第2次基準値) 3.1m	ロードローラ	排出ガス対策型(第2次基準値) マカダム10t	タイヤローラ	排出ガス対策型(第2次基準値) 8~20t
施工機械	施工区分	機械名	規格																																											
施工機械①	歩道施工1.8m未満	タンバ	60~80kg																																											
施工機械②	歩道施工 1.8m以上	タンバ	60~80kg																																											
		振動ローラ	排出ガス対策型(第1次基準値) 搭乗式 コンバインド型3~4t																																											
施工機械③	車道施工	モータグレーダ	[土工用・排出ガス対策型(第2次基準値)] 7'レド幅3.1m																																											
		ロードローラ	[マカダム・排出ガス対策型(第2次基準値)] 運転質量10t 締固め幅2.1m																																											
		タイヤローラ	[普通型・排出ガス対策型(第2次基準値)] 運転質量8~20t																																											
施工機械	施工区分	機械名	規格																																											
施工機械①	歩道施工	タンバ	60~80kg																																											
施工機械②		タンバ	60~80kg																																											
		振動ローラ	排出ガス対策型(第1次基準値) 搭乗式 コンバインド型3~4t																																											
施工機械③	車道施工	モータグレーダ	排出ガス対策型(第2次基準値) 3.1m																																											
		ロードローラ	排出ガス対策型(第2次基準値) マカダム10t																																											
		タイヤローラ	排出ガス対策型(第2次基準値) 8~20t																																											

【新旧対照表】水道施設積算基準(本編)(令和7年4月1日一部改定)

現行版
頁番号

水道施設
積算基準

3.5-9

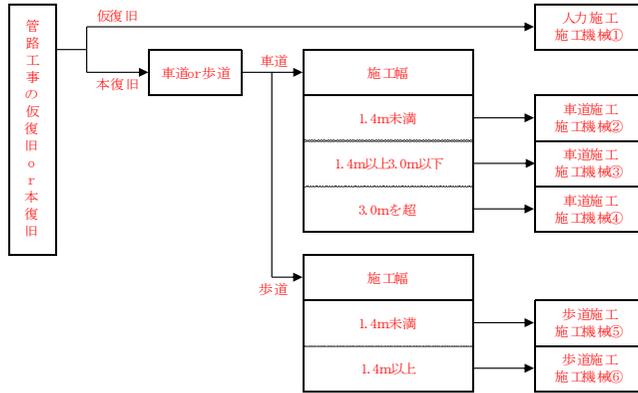
新(改定後)

旧(現行)

11 アスファルト舗装工

(1) 機種の種類

アスファルト舗装工の機種選定にあたっては、次表を基準とするが現場条件により適した機種を選定することが出来る。



2) 施工機械

表 アスファルト舗装工使用機械

施工機械	施工区分	機械名	規格
施工機械①	人力施工	振動ローラ	ﾊﾞﾄﾞｶﾞｲﾄﾞ式 0.5t～0.6t
		振動コンパクタ	前進型 40～60kg
施工機械②	車道施工 b<1.4	振動ローラ(舗装用)	[ﾊﾞﾄﾞｶﾞｲﾄﾞ式] 運転質量0.5～0.6t
		振動コンパクタ	[前進型] 機械質量40～60kg
施工機械③	車道施工 1.4≦b≦3.0	ｱｽﾌﾙﾄﾌﾞﾘｯｼﾞ	[ﾄﾞﾗｲﾌﾞ型・低騒音型・排出ｶﾞｽ対策型(2014年規制)] 舗装幅1.4m～3.0m
		振動ローラ(舗装用)	[搭乗・ｺﾝﾊﾞｲﾝﾄﾞ式・超低騒音型・排出ｶﾞｽ対策型(第2次基準値)] 運転質量3～4t
		ﾀｲﾚｰ	[普通型・超低騒音型・排出ｶﾞｽ対策型(第3次基準値)] 運転質量3～4t
施工機械④	車道施工 3.0<b	ｱｽﾌﾙﾄﾌﾞﾘｯｼﾞ	[ﾄﾞﾗｲﾌﾞ型・低騒音型・排出ｶﾞｽ対策型(2014年規制)] 舗装幅2.3～6.0m
		ﾊﾞﾄﾞﾛｰ	[ﾏｶﾞﾏ・超低騒音型・排出ｶﾞｽ対策型(第2次基準値)] 運転質量10t 締固め幅2.1m
		ﾀｲﾚｰ	[普通型・超低騒音型・排出ｶﾞｽ対策型(2011年規制)] 運転質量13t
施工機械⑤	歩道施工 b<1.4	振動ローラ(舗装用)	[ﾊﾞﾄﾞｶﾞｲﾄﾞ式] 運転質量0.5～0.6t
		振動コンパクタ	[前進型] 機械質量40～60kg
施工機械⑥	歩道施工 1.4≦b	ｱｽﾌﾙﾄﾌﾞﾘｯｼﾞ	[ﾄﾞﾗｲﾌﾞ型] 舗装幅1.4～3.0m
		振動ローラ(舗装用)	[搭乗・ｺﾝﾊﾞｲﾝﾄﾞ式・超低騒音型・排出ｶﾞｽ対策型(第3次基準値)] 運転質量3～4t

実務必携

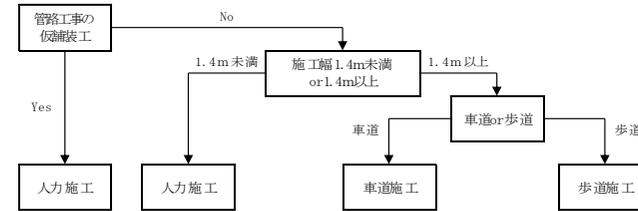
県土木工事標準積算基準

11 アスファルト舗装工

(1) 機種の種類

アスファルト舗装工の機種選定にあたっては、次表を基準とするが現場条件により適した機種を選定することが出来る。

1) アスファルト舗装工の選定フローは、次のとおりとする。



2) 施工機械

表 アスファルト舗装工使用機械

施工機械	施工区分	機械名	規格
施工機械①	人力施工	振動ローラ	ﾊﾞﾄﾞｶﾞｲﾄﾞ式 0.5～0.6t
		振動コンパクタ	前進型 40～60kg
施工機械②	車道施工 1.4≦b	ｱｽﾌﾙﾄﾌﾞﾘｯｼﾞ	排出ｶﾞｽ対策型(第1次基準値)
		ﾊﾞﾄﾞﾛｰ	ﾄﾞﾗｲﾌﾞ型 2.3～6.0m
		ﾀｲﾚｰ	排出ｶﾞｽ対策型(第2次基準値) 8～20t
施工機械③	歩道施工 1.4≦b	ｱｽﾌﾙﾄﾌﾞﾘｯｼﾞ	ﾄﾞﾗｲﾌﾞ型 1.4～3.0m
		振動ローラ	超低騒音型・排出ｶﾞｽ対策型(3次基準値) 搭乗式運転質量3～4t

実務必携

県土木工事標準積算基準

【新旧対照表】水道施設積算基準(本編)(令和7年4月1日一部改定)

新(改定後)

旧(現行)

現行版
頁番号

水道施設
積算基準

3.6-1

第6節 水管橋及び橋梁添架管の防食工

1 適用範囲

本基準は、水道局が所管する水管橋等の防食工事の積算に適用する。

2 本工事費内訳書

本工事費内訳書の作成例を次に示す。

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号	摘要
本工事費	1	式				
φ○○水管橋防食工	1	式				
仮設工	1	式			明 1-1 号	
防食工	1	式			明 1-2 号	
φ○○水管橋防食工	1	式				
仮設工	1	式			明 1-3 号	
防食工	1	式			明 1-4 号	
交通管理工						
交通誘導警備員	1	式			明 1-5 号	
直接工事費計						
支給品費	1	式				
処分費・投薬料等	1	式				
処分費・投薬料等(直工内)	1	式				
処分費・投薬料等(準備費内)	1	式				
共通仮設費計	1	式				
共通仮設費(積上り)	1	式				
運搬費	1	式			明 1-6 号	
準備費	1	式			明 1-7 号	
事業費損失防止費	1	式			明 1-8 号	
安全費	1	式			明 1-9 号	
役務費	1	式			明 1-10 号	
技術管理費	1	式			明 1-11 号	
現場環境改善費	1	式			明 1-12 号	
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費対象額	1	式				
共通仮設費率分	1	式				
一般環境対策費率分	1	式				
純工事費	1	式				
現場管理費対象額	1	式				
現場管理費	1	式				
工事原価	1	式				
一般管理費率分	1	式				
契約保証に係る補正額	1	式				
一般管理費等額計						
工事価格	1	式				
消費税相当額	1	式				
合計						

第6節 水管橋及び橋梁添架管の防食工

1 適用範囲

本基準は、水道局が所管する水管橋等の防食工事の積算に適用する。

2 本工事費内訳書

本工事費内訳書の作成例を次に示す。

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号	摘要
本工事費	1	式				
φ○○水管橋防食工	1	式				
仮設工	1	式			明 1-1 号	
防食工	1	式			明 1-2 号	
φ○○水管橋防食工	1	式				
仮設工	1	式			明 1-3 号	
防食工	1	式			明 1-4 号	
交通管理工						
交通誘導警備員	1	式			明 1-5 号	
直接工事費計						
支給品費	1	式				
処分費・投薬料等	1	式				
処分費・投薬料等(直工内)	1	式				
処分費・投薬料等(準備費内)	1	式				
共通仮設費計	1	式				
共通仮設費(積上り)	1	式				
運搬費	1	式			明 1-6 号	
準備費	1	式			明 1-7 号	
事業費損失防止費	1	式			明 1-8 号	
安全費	1	式			明 1-9 号	
役務費	1	式			明 1-10 号	
技術管理費	1	式			明 1-11 号	
イメージアップ経費	1	式			明 1-12 号	
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費対象額	1	式				
共通仮設費率分	1	式				
一般環境対策費率分	1	式				
純工事費	1	式				
現場管理費対象額	1	式				
現場管理費	1	式				
工事原価	1	式				
一般管理費率分	1	式				
契約保証に係る補正額	1	式				
一般管理費等額計						
工事価格	1	式				
消費税相当額	1	式				
合計						

【新旧対照表】水道施設積算基準(本編)(令和7年4月1日一部改定)

現行版 頁番号	水道施設 積算基準	3.6-2	新(改定後)		旧(現行)																																																																																																																																																																																																																																																									
			4 塗装工	4 塗装工																																																																																																																																																																																																																																																										
	水管橋外面塗替については、WSP水管橋外面防食基準を参考とし、塗替仕様を決定すること。なお、適用歩掛は「福島県土木工事標準積算基準 VI-1-③-1 橋梁塗装工 塗替塗装」とする。	水管橋外面塗替については、WSP水管橋外面防食基準を参考とし、塗替仕様を決定すること。なお、適用歩掛は「福島県土木工事標準積算基準 VI-1-③-1 橋梁塗装工 塗替塗装」とする。																																																																																																																																																																																																																																																												
	注) 平成30年4月以降は、市場単価方式による単価設定を廃止し、「土木工事標準単価」へ移行するため適用出来ません。	注) 平成30年4月以降は、市場単価方式による単価設定を廃止し、「土木工事標準単価」へ移行するため適用出来ません。																																																																																																																																																																																																																																																												
	5 防食テープ巻工	5 防食テープ巻工																																																																																																																																																																																																																																																												
	水管橋外面を「水道施設工事共通仕様書 付則4 配管工事標準図集 11 防食テープによる管類防食工施工要領」に基づく防食工を施工する場合は、次の歩掛による。なお、本歩掛には「清掃、水洗い」「素地調整」は含まれていないので注意すること。また、本歩掛は「局歩掛」である。	水管橋外面を「水道施設工事共通仕様書 付則4 配管工事標準図集 12 防食テープによる管類防食工施工要領」に基づく防食工を施工する場合は、次の歩掛による。なお、本歩掛には「清掃、水洗い」「素地調整」は含まれていないので注意すること。また、本歩掛は「局歩掛」である。																																																																																																																																																																																																																																																												
	1 下塗 1.0m当り	1 下塗 1.0m当り																																																																																																																																																																																																																																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="6">呼び径</th> </tr> <tr> <th>80A</th> <th>100A</th> <th>150A</th> <th>200A</th> <th>250A</th> <th>300A</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ブチコムプライマー</td> <td>kg</td> <td>0.028</td> <td>0.036</td> <td>0.052</td> <td>0.068</td> <td>0.084</td> <td>0.100</td> </tr> <tr> <td>配管工</td> <td>人</td> <td>0.023</td> <td>0.026</td> <td>0.033</td> <td>0.040</td> <td>0.047</td> <td>0.054</td> </tr> <tr> <td>雑材料</td> <td colspan="7">1式(材料費×20%)</td> </tr> <tr> <td>その他 ※1</td> <td colspan="7">1式(12%)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	単位	呼び径						80A	100A	150A	200A	250A	300A	ブチコムプライマー	kg	0.028	0.036	0.052	0.068	0.084	0.100	配管工	人	0.023	0.026	0.033	0.040	0.047	0.054	雑材料	1式(材料費×20%)							その他 ※1	1式(12%)							<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="6">呼び径</th> </tr> <tr> <th>80A</th> <th>100A</th> <th>150A</th> <th>200A</th> <th>250A</th> <th>300A</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ブチコムプライマー</td> <td>kg</td> <td>0.028</td> <td>0.036</td> <td>0.052</td> <td>0.068</td> <td>0.084</td> <td>0.100</td> </tr> <tr> <td>配管工</td> <td>人</td> <td>0.023</td> <td>0.026</td> <td>0.033</td> <td>0.040</td> <td>0.047</td> <td>0.054</td> </tr> <tr> <td>雑材料</td> <td colspan="7">1式(材料費×20%)</td> </tr> <tr> <td>その他 ※1</td> <td colspan="7">1式(12%)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	単位	呼び径						80A	100A	150A	200A	250A	300A	ブチコムプライマー	kg	0.028	0.036	0.052	0.068	0.084	0.100	配管工	人	0.023	0.026	0.033	0.040	0.047	0.054	雑材料	1式(材料費×20%)							その他 ※1	1式(12%)																																																																																																																																																																						
名称	単位			呼び径																																																																																																																																																																																																																																																										
		80A	100A	150A	200A	250A	300A																																																																																																																																																																																																																																																							
ブチコムプライマー	kg	0.028	0.036	0.052	0.068	0.084	0.100																																																																																																																																																																																																																																																							
配管工	人	0.023	0.026	0.033	0.040	0.047	0.054																																																																																																																																																																																																																																																							
雑材料	1式(材料費×20%)																																																																																																																																																																																																																																																													
その他 ※1	1式(12%)																																																																																																																																																																																																																																																													
名称	単位	呼び径																																																																																																																																																																																																																																																												
		80A	100A	150A	200A	250A	300A																																																																																																																																																																																																																																																							
ブチコムプライマー	kg	0.028	0.036	0.052	0.068	0.084	0.100																																																																																																																																																																																																																																																							
配管工	人	0.023	0.026	0.033	0.040	0.047	0.054																																																																																																																																																																																																																																																							
雑材料	1式(材料費×20%)																																																																																																																																																																																																																																																													
その他 ※1	1式(12%)																																																																																																																																																																																																																																																													
	・ブチコムプライマー塗付量は、1.0㎡当り0.1kg ・シーリング処理部の下塗り含む	・ブチコムプライマー塗付量は、1.0㎡当り0.1kg ・シーリング処理部の下塗り含む																																																																																																																																																																																																																																																												
	2 直管部防食テープ巻き 1.0m当り	2 直管部防食テープ巻き 1.0m当り																																																																																																																																																																																																																																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="6">呼び径</th> </tr> <tr> <th>80A</th> <th>100A</th> <th>150A</th> <th>200A</th> <th>250A</th> <th>300A</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ブチル系防食テープ テープ幅75 厚0.4</td> <td>m</td> <td>7.5</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>配管工</td> <td>人</td> <td>0.039</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>雑材料</td> <td colspan="7">1式(材料費×20%)</td> </tr> <tr> <td>その他 ※1</td> <td colspan="7">1式(12%)</td> </tr> <tr> <td>ブチル系防食テープ テープ幅100 厚0.4</td> <td>m</td> <td></td> <td>7.2</td> <td>10.4</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>配管工</td> <td>人</td> <td></td> <td>0.043</td> <td>0.048</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>雑材料</td> <td colspan="7">1式(材料費×20%)</td> </tr> <tr> <td>その他 ※1</td> <td colspan="7">1式(12%)</td> </tr> <tr> <td>ブチル系防食テープ テープ幅150 厚0.4</td> <td>m</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>9.1</td> <td>11.2</td> <td>13.3</td> </tr> <tr> <td>配管工</td> <td>人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0.054</td> <td>0.059</td> <td>0.076</td> </tr> <tr> <td>雑材料</td> <td colspan="7">1式(材料費×20%)</td> </tr> <tr> <td>その他 ※1</td> <td colspan="7">1式(12%)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	単位	呼び径						80A	100A	150A	200A	250A	300A	ブチル系防食テープ テープ幅75 厚0.4	m	7.5						配管工	人	0.039						雑材料	1式(材料費×20%)							その他 ※1	1式(12%)							ブチル系防食テープ テープ幅100 厚0.4	m		7.2	10.4				配管工	人		0.043	0.048				雑材料	1式(材料費×20%)							その他 ※1	1式(12%)							ブチル系防食テープ テープ幅150 厚0.4	m				9.1	11.2	13.3	配管工	人				0.054	0.059	0.076	雑材料	1式(材料費×20%)							その他 ※1	1式(12%)							<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="6">呼び径</th> </tr> <tr> <th>80A</th> <th>100A</th> <th>150A</th> <th>200A</th> <th>250A</th> <th>300A</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ブチル系防食テープ テープ幅75 厚1.0</td> <td>m</td> <td>7.5</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>配管工</td> <td>人</td> <td>0.039</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>雑材料</td> <td colspan="7">1式(材料費×20%)</td> </tr> <tr> <td>その他 ※1</td> <td colspan="7">1式(12%)</td> </tr> <tr> <td>ブチル系防食テープ テープ幅100 厚1.0</td> <td>m</td> <td></td> <td>7.2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>配管工</td> <td>人</td> <td></td> <td>0.043</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>雑材料</td> <td colspan="7">1式(材料費×20%)</td> </tr> <tr> <td>その他 ※1</td> <td colspan="7">1式(12%)</td> </tr> <tr> <td>ブチル系防食テープ テープ幅100 厚1.5</td> <td>m</td> <td></td> <td></td> <td>10.4</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>配管工</td> <td>人</td> <td></td> <td></td> <td>0.048</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>雑材料</td> <td colspan="7">1式(材料費×20%)</td> </tr> <tr> <td>その他 ※1</td> <td colspan="7">1式(12%)</td> </tr> <tr> <td>ブチル系防食テープ テープ幅100 厚1.5</td> <td>m</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>9.1</td> <td>11.2</td> <td>13.3</td> </tr> <tr> <td>配管工</td> <td>人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0.054</td> <td>0.059</td> <td>0.076</td> </tr> <tr> <td>雑材料</td> <td colspan="7">1式(材料費×20%)</td> </tr> <tr> <td>その他 ※1</td> <td colspan="7">1式(12%)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	単位	呼び径						80A	100A	150A	200A	250A	300A	ブチル系防食テープ テープ幅75 厚1.0	m	7.5						配管工	人	0.039						雑材料	1式(材料費×20%)							その他 ※1	1式(12%)							ブチル系防食テープ テープ幅100 厚1.0	m		7.2					配管工	人		0.043					雑材料	1式(材料費×20%)							その他 ※1	1式(12%)							ブチル系防食テープ テープ幅100 厚1.5	m			10.4				配管工	人			0.048				雑材料	1式(材料費×20%)							その他 ※1	1式(12%)							ブチル系防食テープ テープ幅100 厚1.5	m				9.1	11.2	13.3	配管工	人				0.054	0.059	0.076	雑材料	1式(材料費×20%)							その他 ※1	1式(12%)						
名称	単位			呼び径																																																																																																																																																																																																																																																										
		80A	100A	150A	200A	250A	300A																																																																																																																																																																																																																																																							
ブチル系防食テープ テープ幅75 厚0.4	m	7.5																																																																																																																																																																																																																																																												
配管工	人	0.039																																																																																																																																																																																																																																																												
雑材料	1式(材料費×20%)																																																																																																																																																																																																																																																													
その他 ※1	1式(12%)																																																																																																																																																																																																																																																													
ブチル系防食テープ テープ幅100 厚0.4	m		7.2	10.4																																																																																																																																																																																																																																																										
配管工	人		0.043	0.048																																																																																																																																																																																																																																																										
雑材料	1式(材料費×20%)																																																																																																																																																																																																																																																													
その他 ※1	1式(12%)																																																																																																																																																																																																																																																													
ブチル系防食テープ テープ幅150 厚0.4	m				9.1	11.2	13.3																																																																																																																																																																																																																																																							
配管工	人				0.054	0.059	0.076																																																																																																																																																																																																																																																							
雑材料	1式(材料費×20%)																																																																																																																																																																																																																																																													
その他 ※1	1式(12%)																																																																																																																																																																																																																																																													
名称	単位	呼び径																																																																																																																																																																																																																																																												
		80A	100A	150A	200A	250A	300A																																																																																																																																																																																																																																																							
ブチル系防食テープ テープ幅75 厚1.0	m	7.5																																																																																																																																																																																																																																																												
配管工	人	0.039																																																																																																																																																																																																																																																												
雑材料	1式(材料費×20%)																																																																																																																																																																																																																																																													
その他 ※1	1式(12%)																																																																																																																																																																																																																																																													
ブチル系防食テープ テープ幅100 厚1.0	m		7.2																																																																																																																																																																																																																																																											
配管工	人		0.043																																																																																																																																																																																																																																																											
雑材料	1式(材料費×20%)																																																																																																																																																																																																																																																													
その他 ※1	1式(12%)																																																																																																																																																																																																																																																													
ブチル系防食テープ テープ幅100 厚1.5	m			10.4																																																																																																																																																																																																																																																										
配管工	人			0.048																																																																																																																																																																																																																																																										
雑材料	1式(材料費×20%)																																																																																																																																																																																																																																																													
その他 ※1	1式(12%)																																																																																																																																																																																																																																																													
ブチル系防食テープ テープ幅100 厚1.5	m				9.1	11.2	13.3																																																																																																																																																																																																																																																							
配管工	人				0.054	0.059	0.076																																																																																																																																																																																																																																																							
雑材料	1式(材料費×20%)																																																																																																																																																																																																																																																													
その他 ※1	1式(12%)																																																																																																																																																																																																																																																													

【新旧対照表】水道施設積算基準(本編)(令和7年4月1日一部改定)

現行版
頁番号

水道施設
積算基準

3.7-3

新(改定後)

旧(現行)

- 4 交通誘導警備員の必要日数の算出例
交通誘導警備員についても、耐震化、非耐震を区別して算出する。
交通誘導警備員の算出例を次に示す。

交通誘導警備員算出根拠

φ300DIP-GX布設工				■ 耐震化		□ 非耐震			
				■ 指定路線		□ 指定路線外			
工種	設計数量	日当り作業量		所要日数 (日)	日当り 配置人数 (人)	交替 要員 (人)	必要誘導警備員数 (人)		
		単位	単位				交・誘A	交・誘B	
準備工	試験掘工	11.0	2.0	5.5	2	1	2	1	
配水管布設工	舗装版切断工	1,480.0	203.0	7.3	2	0	1	1	
	φ300管布設工	500.0	18.0	27.8	3	1	2	2	
既設管接続工	既設管接続工	4.0	1.0	4.0	3	1	2	2	
舗装本復旧工	舗装版切断工	800.0	203.0	3.9	2	0	1	1	
	舗装版取壊工	2,400.0	484.0	5.0	2	1	2	1	
	不陸整正工	2,400.0	1,510.0	1.6	2	1	2	1	
	表層工	2,400.0	2,300.0	1.0	2	1	2	1	
作業日数計				56.1					
交通誘導警備員A									
必要数1人		11.2日	≒	12日	×	1人	=	12人	
必要数2人		44.9日	≒	45日	×	2人	=	90人	
合計								102人	
交通誘導警備員B									
必要数1人		24.3日	≒	25日	×	1人	=	25人	
必要数2人		31.8日	≒	32日	×	2人	=	64人	
合計								89人	

- 4 交通誘導警備員の必要日数の算出例
交通誘導警備員についても、耐震化、非耐震を区別して算出する。
交通誘導警備員の算出例を次に示す。

交通誘導警備員算出根拠

φ300DIP-GX布設工				耐震区分		耐震化			
				路線区分		指定路線			
工種	設計数量	日当り作業量		所要日数 (日)	日当り 配置人数 (人)	交替 要員 (人)	必要誘導警備員数 (人)		
		単位	単位				交・誘A	交・誘B	
準備工	試験掘工	11.0	2.0	5.5	2	1	2	1	
配水管布設工	舗装版切断工	1,480.0	240.0	6.2	2	0	1	1	
	φ300管布設工	500.0	18.0	27.8	3	1	2	2	
既設管接続工	既設管接続工	4.0	1.0	4.0	3	1	2	2	
舗装本復旧工	舗装版切断工	800.0	240.0	3.3	2	0	1	1	
	舗装版取壊工	2,400.0	810.0	3.0	2	1	2	1	
	不陸整正工	2,400.0	1,580.0	1.5	2	1	2	1	
	表層工	2,400.0	2,300.0	1.0	2	1	2	1	
作業日数計				52.3					
交通誘導警備員A									
必要数1人		9.5日	≒	10日	×	1人	=	10人	
必要数2人		42.8日	≒	43日	×	2人	=	86人	
合計								96人	
交通誘導警備員B									
必要数1人		20.5日	≒	21日	×	1人	=	21人	
必要数2人		31.8日	≒	32日	×	2人	=	64人	
合計								85人	

【新旧対照表】水道施設積算基準(本編)(令和7年4月1日一部改定)

現行版
頁番号

水道施設
積算基準

3.7-4

新(改定後)

旧(現行)

交通誘導警備員算出根拠

給水管切替工		□ 耐震化		■ 非耐震		■ 指定路線		□ 指定路線外	
		設計数量	日当り作業量	所要日数	日当り配置人数	交替要員	必要誘導警備員数(人)		
工種	単位	単位	単位	(日)	(人)	(人)	交・誘A	交・誘B	
給水管切替工	舗装版切断工	60.0 m	203.0 m	0.3	2	0	1	1	
	給水管布設・切替	11.0 箇所	2.0 箇所	5.5	2	1	2	1	
舗装本復旧工	舗装版切断工	60.0 m	203.0 m	0.3	2	0	1	1	
	舗装版取壊工	110.0 ㎡	484.0 ㎡	0.2	2	0	1	1	
	不陸整正工	110.0 ㎡	1,510.0 ㎡	0.1	2	0	1	1	
	表層工	110.0 ㎡	2,300.0 ㎡	0.0	2	0	1	1	
作業日数計				6.4					
交通誘導警備員A									
必要数1人	0.9日	≒	1日	×	1人	=	1人		
必要数2人	5.5日	≒	6日	×	2人	=	12人		
合計								13人	
交通誘導警備員B									
必要数1人	6.4日	≒	7日	×	1人	=	7人		
必要数2人	0.0日	≒	0日	×	2人	=	0人		
合計								7人	

交通誘導警備員算出根拠

給水管切替工		耐震区分		非耐震				
		路線区分		指定路線				
工種	設計数量	日当り作業量	所要日数	日当り配置人数	交替要員	必要誘導警備員数(人)		
						単位	単位	(日)
給水管切替工	舗装版切断工	60.0 m	240.0 m	0.3	2	0	1	1
	給水管布設・切替	11.0 箇所	2.0 箇所	5.5	2	1	2	1
舗装本復旧工	舗装版切断工	60.0 m	240.0 m	0.3	2	0	1	1
	舗装版取壊工	110.0 ㎡	810.0 ㎡	0.1	2	0	1	1
	不陸整正工	110.0 ㎡	1,580.0 ㎡	0.1	2	0	1	1
	表層工	110.0 ㎡	2,300.0 ㎡	0.0	2	0	1	1
作業日数計				6.3				
交通誘導警備員A								
必要数1人	0.8日	≒	1日	×	1人	=	1人	
必要数2人	5.5日	≒	6日	×	2人	=	12人	
合計							13人	
交通誘導警備員B								
必要数1人	6.3日	≒	6日	×	1人	=	6人	
必要数2人	0.0日	≒	0日	×	2人	=	0人	
合計							6人	